

法律第 77/2015/QH13 号

地方政権組織法¹

ベトナム社会主義共和国の憲法に基づき、
国会は地方政権組織法を公布する。

第一章 総則

第 1 条 適用範囲

この法律は、行政単位並びに各行政単位における地方政権の組織・活動について定めるものである。

第 2 条 行政単位

ベトナム社会主義共和国の行政単位は、以下のものとする²。

1. 省³、中央直轄市⁴（以下、「省級」という。）
2. 県⁵、郡⁶、市⁷、省直轄市⁸、中央直轄市に属する市⁹（以下、「県級」という。）
3. 村¹⁰、区¹¹、町¹²（以下、「村級」という。）
4. 特別経済行政単位¹³

第 3 条 行政単位の分類

¹ ここで述べる「地方政権組織」とは日本語の「地方政体組織」に相当する。本和訳では、ベトナムの地方行政の説明の中で、これまでに使用の頻度が高く用語として既に定着している前者の呼び方に統一した。

² 行政単位の和訳は、財団法人自治体国際化協会『ASEAN 諸国の地方行政－ベトナム社会主義共和国編－』10 頁（2007 年）に従った（脚注 9 と 13 を除く）。

³ Tỉnh

⁴ Thành phố trực thuộc trung ương

⁵ Huyện

⁶ Quận

⁷ Thị xã

⁸ Thành phố thuộc tỉnh

⁹ Thành phố thuộc thành phố trực thuộc trung ương

¹⁰ Xã

¹¹ Phường

¹² Thị trấn

1. 行政単位の分類は、社会・経済発展政策の策定、並びに行政単位毎に応じた地方政権の組織及び地方政権の幹部・公務員の制度、政策を構築する上での基礎として位置付ける。
2. 行政単位の分類は、人口の規模、面積、直属の行政単位数、社会・経済の発展状況、及び農村・都市・島嶼における行政単位毎の特殊な要素という基準に基づき行わなければならない。
3. 行政単位は、以下のとおり分類される。
 - a) ハノイ市、ホーチミン市は省級行政単位の特別類とする。他の省級行政単位は、第1類、第2類、第3類の3類に分類される。
 - b) 県級行政単位は、第1類、第2類、第3類の3類に分類される。
 - c) 村級行政単位は、第1類、第2類、第3類の3類に分類される。
4. 本条2項及び3項が定めるところにより、政府は行政単位の分類に当たる基準の要件、権限及び手続きについての具体的な規定を国会常務委員会に上程する。

第4条 各行政単位における地方政権の組織

1. 一つの級の地方政権は人民評議会及び人民委員会から構成され、本法律第2条に定められるベトナム社会主義共和国のあらゆる行政単位において設置される。
2. 農村の地方政権は、省、県及び村の地方政権とする。
3. 都市の地方政権は、中央直轄市、郡、市、省直轄市、中央直轄市に属する市、区及び町の地方政権とする。

第5条 地方政権の組織及び活動の原則

1. 憲法及び法律を遵守し、法律により社会管理を行う。民主集中の原則を実施する。
2. 近代的かつ明瞭で、国民に奉仕し、国民による監察を受ける。
3. 人民評議会は、議会制に従って運営し、多数決により決定する。
4. 人民委員会は、人民委員会委員長の責任を併せた人民委員会の集団制に従って活動する。

第6条 人民評議会

1. 人民評議会は、地方の有権者により選出される人民評議会議員から成る地方における国家権力機関であり、国民の意思・願望・主権を代表し、地方の住民及び上級国家機関に対し責任を負う。
2. 人民評議会議員は、地方の住民の意思・願望を代表する者で、議員としての任務・権限の遂行について、地方の有権者及び人民評議会に対し責任を負う。
人民評議会議員は、人民評議会の任務・権限に属する事項の討議及び決定に際して平等である。
3. 人民評議会常務会は人民評議会の常務機関であり、本法律及び他の関連法令の定めるところにより任務・権限を遂行し、人民評議会に対し責任を負い、業務の報告を行う。

¹³ Đơn vị hành chính-kính tế đặc biệt

人民評議会常務会の構成員は同時に、同級の人民委員会の構成員であってはならない。

4. 人民評議会の各部は、人民評議会に属する機関であり、人民評議会に上程する前に決議、報告書、提案書の草案を審査し、当該部の担当分野に属する事項について監察・提議し、人民評議会に対して責任及び業務の報告義務を負う。

第7条 人民評議会議員の基準

1. 祖国、国民及び憲法に忠実であり、国民が豊かで、強く、民主的、公平で文明的な国となる目標に向け、刷新事業の実現を目指し努力する。
2. 良い道徳心を持ち、勤勉・節約・清廉潔白・正直・不偏、法律を遵守し、信念を持ち、汚職・浪費・あらゆる官僚主義的な態度・傲慢かつ尊大な態度・他の法律違反の行為の防止に向け断固立ち向かうこと。
3. 議員の任務を遂行するための学力、専門知識、十分な能力、健康、仕事上の経験及び威信を持っていること。人民評議会の各種活動に参加することができること。
4. 国民と密接な関係を保ち、国民の意見に耳を傾け、国民から信頼されること。

第8条 人民委員会

1. 人民委員会は、同級の人民評議会により選出される人民評議会の執行機関かつ地方における国家行政機関であり、地方の住民、同級の人民評議会及び上級の国家行政機関に対し責任を負う。
2. 人民委員会は、委員長、副委員長及び他の委員から構成される。各級の副委員長の具体的な数は政府により定められる。

第9条 人民委員会に属する専門機関

1. 人民委員会に属する専門機関は、省級と県級において設置される参謀機関であり、地方における各分野に対する国家管理、及び上級の国家機関に分権又は委任される任務・権限の遂行について人民委員会を補佐する。
2. 人民委員会に属する専門機関は、組織、定員、運営について人民委員会の指導及び管理を受けると同時に、業務について当該分野を担当する上級の国家管理機関の指導及び検査を受ける。
3. 人民委員会に属する専門機関の設置は、農村・都市・島嶼の特徴及び地方毎の社会・経済発展の条件・状況に適合し、中央から地方まで、分野に関する国家管理の簡索性・合理性・一貫性・効率性を確保しなければならない。地方に置かれる上級の国家機関の任務・権限と重複してはならない。
4. 政府は、省級・県級の人民委員会に属する専門機関の組織及び活動について具体的に定める。

第10条 人民評議会及び人民委員会の任期

1. 各期の人民評議会は、当該期人民評議会の第一回会期から次期人民評議会の第一回会期までの5年を任期とする。新期の人民評議会は、遅くとも前期の人民評議会の任期が終了する45日前までに選出されなければならない。

国会は、国会常務委員会の提議に基づき人民評議会の任期の短縮又は延長を決定する。

2. 人民評議会議員の任期は当該人民評議会の任期に従うものとする。補足して選出される議員の任期は、補足的な選挙日の次の会期の第一日目から次期人民評議会の第一回会期の開会日目までとする。

3. 人民評議会常務会、人民委員会、人民評議会の各部の任期は同級の人民評議会の任期に従うものとする。人民評議会の任期が終了するとき、人民評議会常務会、人民委員会、人民評議会の各部は、新期人民評議会が新期の人民評議会常務会、人民委員会、人民評議会の各部を選出するまで業務を続ける。

第11条 地方政権の権限の画定

1. 各級地方政権の任務・権限は、分権及び分級の形式による中央と地方、及び地方政権級間の権限の画定に基づき決められる。

2. 権限の画定は以下の原則に基づき行われるものとする。

a) 各部門、分野に係る制度・政策・戦略・プランにおいて国家管理が統一的に行われることを保障する。国家行政の統一性・一貫性を確保する。

b) 地域における法律の定めに従った国家管理業務の遂行にあたり、各地方行政単位における地方政権の自主権・自己責任を発揮させる。

c) 部門毎の管理と地域の管理をしっかりと結びつけ、地域における経済・社会活動に対し各級地方政権が行う国家管理業務を明確に画定する。

d) 権限の画定は、農村・都市・島嶼の特徴及び各部門、分野の特性に適合しなければならない。

dd) 村級行政単位の二つ以上が関わる事項は県級地方政権の管轄にあるものとする。県級行政単位の二つ以上が関わる事項は、省級地方政権の管轄にあるものとする。省級行政単位の二つ以上が関わる事項は、中央における国家機関の管轄にあるものとする。但し、法律、国会の決議・法令、国会常務委員会の決議、又は政府の政令に別途の規定がある場合はこの限りでない。

e) 地方政権は、分権・分級される任務・権限の遂行、及び分権・分級される範囲において責任を負うのに必要な条件及びリソースを保障される。

3. 国会及び各級の人民評議会は、自己の任務・権限の範囲において、地方における国家機関が分権・分級される任務・権限の遂行を監察する責任を負う。

第12条 地方政権への分権

1. 各級の地方政権への分権は、法律に定められなければならない。
2. 地方政権は分権される任務・権限を自主的に遂行し、それについて自己責任を負う。
3. 上級の国家機関は、自らの管轄において、各級地方政権の分権される任務・権限の遂行を監察し、合憲性及び合法性を検査する。
4. 他の法律は、地方政権及び地方政権に属する各機関の任務・権限について定めるとき、本法第11条2項が定める原則に従い、この法律が定める地方政権の任務・権限に適合しなければならない。

第13条 地方政権への分級

1. 自己の業務上の必要性、実施可能性、及び地方の具体的条件・状況に応じて、中央又は地方における国家機関は、自己の管轄に属する一つ又は複数の任務・権限の継続的かつ頻繁な遂行を地方政権又は下級の国家機関に分級することができる。但し、法律に別途規定がある場合はこの限りでない。
2. 分級は本法第11条2項に定める原則に従わなければならない。分級は、分級する国家機関が公布する法令において定められなければならない。当該法令において、地方政権又は下級の国家機関に分級する任務・権限の内容並びに分級する国家機関及び分級される国家機関の責任を明記しなければならない。
3. 上級の国家機関は、地方政権又は下級の国家機関に任務・権限を分級するとき、当該任務・権限の遂行に必要なリソース及び他の条件を確保し、当該任務・権限に対して指導・検査し、その結果について責任を負わなければならない。
4. 分級される国家機関は、分級される任務・権限の遂行について分級する国家機関に対し責任を負う。地方の具体的な事情に応じて、分級する国家機関の許可を得る限り、地方における国家機関は、分級される任務・権限をさらに下級の地方政権又は国家機関に分級することができる。

第14条 地方の国家行政機関への委任

1. 必要な場合、上級の国家機関は、確定期間以内にかつ具体的条件付きで、自己の一つ又は複数の任務・権限の遂行を、文書により下級の人民委員会又は他の機関・組織に委任することができる。
2. 上級の国家行政機関は、下級の人民委員会又は他の機関・組織に委任するとき、当該任務・権限の遂行に必要なリソース及び他の条件を確保し、当該任務・権限に対して指導・確認し、その結果について責任を負わなければならない。

3. 委任される機関・組織は、委任内容の通り遂行し、その委任される任務・権限の遂行について上級の国家行政機関に対し責任を負う。委任される機関・組織は、上級の国家行政機関に委任される任務・権限をさらに他の機関・組織に委任してはならない。

第15条 地方政権とベトナム祖国戦線委員会及び地方における政治社会組織との業務関係

1. 地方政権は、ベトナム祖国戦線委員会及び地方における政治社会組織が、国民に対し、人民政権の整備・強化、国の政策・法律の施行、地方政権の活動に対する社会による監察・異見の反映に参加するよう働き掛けるに当たり、条件整備を行う。
2. ベトナム祖国戦線委員会議長及び地方における政治社会組織の長は、関連する事項を討議する人民評議会の各会期又は人民委員会の会議に招かれる。
3. 人民評議会及び人民委員会は、ベトナム祖国戦線委員会及び同級の政治社会組織に、地方の状況を報告する制度を実施する。
4. 地方政権は、ベトナム祖国戦線委員会及び地方における政治社会組織の地方における政権の設置及び経済・社会発展に関する提議を聴取し、解決・回答する責任を負う。

第二章

農村における地方政権

第1節

省における地方政権の任務・権限及び組織構造

第16条 省における地方政権

省における地方政権とは、省人民評議会及び省人民委員会から成る地方政権のレベルである。

第17条 省における地方政権の任務及び権限

1. 省域において憲法及び法律の施行を行い、確保する。
2. 本法及び関連法令の規定に従い、分権・分級される範囲の中で省の諸事項を決定する。
3. 中央における国家行政機関により委任された任務・権限を行使する。
4. 区域における各行政単位の地方政権の組織及び活動を検査・監察する。
5. 省における地方政権の任務・権限の行使の結果について、上級の国家機関に対し責任を負う。
6. 中央・各地方における国家機関と協力し、各地域間の経済提携を促進し、地域のプランを実施し、国民経済の統一性を確保する。
7. 国民が主人公となる権利を発揮し、経済・社会の建設と発展のための社会リソースを動員し、省域における国防・安寧を確保することを目的とする措置を決定し、実施する。

第18条 省人民評議会の組織構造

1. 省人民評議会は、省における有権者により選出された人民評議会議員から構成される。省人民評議会議員の定数は以下の原則に従い決定されるものとする。
 - a) 僻地・山岳地の省は、住民の数が50万人以下の場合は議員50人、住民の数が50万人を超える場合は3万人の住民毎にさらに議員1人を選出することができる。ただし、議員の総数は85人を超えないものとする。
 - b) 本項のa号に該当しない省は、住民の数が100万人以下の場合は議員50人、住民の数が100万人を超える場合は5万人の住民毎にさらに議員1人を選出することができる。ただし、議員の総数は95人を超えないものとする。
2. 省人民評議会常務会は人民評議会議長、人民評議会副議長2名、人民評議会の各部長及び省人民評議会の事務局長である各委員から成る。省人民評議会の議長は専任の人民評議会議員であることがある。省人民評議会の副議長は人民評議会の専任議員である。
3. 省人民評議会は法務部、経済・予算部、文化・社会部、大勢の少数民族の同胞がいる地域では民族部も設立する。国会常務委員会は本項に定める民族部の設立の基準・条件を規定する。省人民評議会の各部は部の長、2名以下の副長及び各部長から構成される。省人民評議会の各部の部員の定員は省人民評議会が決めるものとする。省人民評議会の各部の長は人民評議会の専任議員であることもある。省人民評議会の各部の副長は人民評議会の専任議員である。
4. 一か所又は複数か所の選挙区において選出された省人民評議会議員は人民評議会議員グループを構成する。人民評議会議員グループの数、人民評議会議員グループの長及び副長は省人民評議会常務会が決めるものとする。

第19条 省人民評議会の任務・権限

1. 憲法及び法律の施行の実施及び確保における省人民評議会の任務・権限
 - a) 省人民評議会の任務・権限に属する事項に関する決議を制定する。
 - b) 分権される範囲において、社会の秩序・安全の確保、犯罪及びその他の法律違反行為の防止、官僚主義・汚職防止の措置、省域における機関・組織の財産保護、住民の生命・自由・名誉・人格・財産その他の合法的な権利及び義務の保護の措置を決定する。
 - c) 上級の国家機関により分級された任務・権限を遂行するための措置を決定し、省における地方政権の任務・権限の遂行を県級・村級の地方政権、下級の国家機関への分級を決定する。
 - d) 省人民委員会・省人民委員会委員長による不適法な文書の一部又は全部を破棄し、県級人民評議会による不適法な文書の一部又は全部を破棄する。
 - dd) 県級人民評議会が国民の利益に重大な損害を及ぼした場合に当該人民評議会を解散し、かつ国会常務委員会に承認するよう上程する。村級人民評議会の解散に関する県級人民評議会の決議を承認する。
2. 政権の構築に関する省人民評議会の任務・権限

- a) 省人民評議会の議長、副議長、省人民評議会の各部の長・副長、省人民評議会の事務局長の任命・免任・罷免、省人民委員会の委員長・副委員長及び各委員の選出・免職・罷免、省人民裁判所の裁判員の任命・免職・罷免を行う。
 - b) 本法第 88 条及び第 89 条の定めるところにより、省人民評議会により任命される職務を有する者に対し信任度投票及び信任投票¹⁴を実施する。
 - c) 省人民評議会議員を罷免し、及び省人民評議会議員の退任の申請を承認する。
 - d) 省人民委員会に属する専門機関の設立・廃止を決定する。
 - dd) 政府により割り当てられた指標に則し、人民評議会・人民委員会・省域において各級人民委員会に属する公的機関の公務員の定数を決定する。村級・集落・町内会における非専任者の人数及び手当の金額を決定し、及び政府の定めるところにより省の管轄範囲に属する公的機関で勤務する者の総数を承認する。
 - e) 法律の定めるところにより、集落・町内会の設立、解体、合併、分割を決定し、地方における集落、町内会、道路、広場、公共施設の命名と変更を行う。
3. 経済・天然資源・環境の分野における省人民評議会の任務・権限
- a) 省の長期・中期及び各年の経済・社会発展計画、分権される範囲において省域の各事業・分野の発展プラン・計画を決定する。
 - b) 区域における国家歳入の予算、地方歳入・歳出の予算及び当該級の予算配分を決定する。必要な場合に地方予算を調整する。地方の決算収支を承認する。法令の定めるところにより、省の投資方針、プロジェクト内容を決定する。
 - c) 法令の定めるところにより、各種の手数料に関する事項、国民の拠出金を決定する。法令の定めるところにより、地方債券・都市債券・建築物債券の発行及びその他の資金調達方法による国内資金の借入を決定する。
 - d) 法令の定めるところにより、各経済セクターが省域の公的サービスの提供に参加するよう奨励・誘導するための具体的な方針・措置を決定する。
 - dd) 法令の定めるところにより、省域の経済・社会を開発するためのその他の措置を決定する。
 - e) 法令の定めるところにより、分権される範囲において建築プラン・都市プランを決定する。国民経済の統一性を確保しつつ、地方の状況・特徴に適合する地方政権の各級間の地域経済提携を決定する。
 - g) 法令の定めるところにより、省域の産業奨励、農業奨励、林業奨励、漁業奨励の組織体制、商業、サービス、観光のネットワーク、交通網の発展プランを決定する。
 - h) 政府に承認するよう上程する前に省の土地利用プラン・計画を採択する。分権される範囲において土地、水資源、鉱物資源、領海・領空にある利益の源、その他の天然資源の管理・使用、環境保護の措置を決定する。

4. 教育訓練・科学・技術・文化・情報・体育・スポーツ分野における省人民評議会の任務・権限
- a) 分権される範囲において基礎教育体系及び教育訓練活動を保障するための条件の開発措置を決定する。法令の定めるところにより、省の管轄範囲に属する公立の教育訓練施設に対する教育訓練サービスの価格を決定する。
 - b) 省域における科学研究開発、アイデアの発揮、技術革新、科学技術の進歩の適用を奨励する措置を決定する。
 - c) 分権される範囲において、文化・情報・体育・スポーツ事業の開発措置、地方の文化遺産の価値を發揮するための措置、省域における文化・情報・広告・新聞・出版・体育・スポーツ活動を保障するための措置を決定する。
5. 医療・労働及び社会政策実施の分野における省人民評議会の任務・権限
- a) 省級・県級・村級の医療機関体系を開発するための措置を決定する。
 - b) 法令の定めるところにより、地方の管轄範囲に属する国営の医療機関の診断・治療サービス価格を決定する。
 - c) 住民の健康ケア・保護、母、子供、高齢者、障害者、貧困者、頼る場所のない孤児及びその他の困難な状況にある者の保護及びケアの措置を決定する。省域における疫病の防止措置、人口及び家族計画政策の実施措置を決定する。
 - d) 地方における人材リソースの管理・活用・発展措置、雇用創出措置、労働効率の向上、収入増加及び労働条件の改善、労働安全・衛生の措置を決定する。
 - dd) 地方の条件・予算の能力及び上級国家機関の規定に適合する、地方で勤務する幹部・公務員・準公務員・労働者に対する誘引・奨励政策を決定する。
 - e) 革命功労者に対する優遇政策の実施措置、社会厚生及び社会福祉政策の実施措置、貧困撲滅・削減の措置を決定する。
6. 民族・宗教業務に関する省人民評議会の任務・権限
- a) 民族政策の実施、少数民族同胞の物質的及び精神的な生活の改善、文化水準の向上、各民族間の平等権の保障、全国民の団結及び地方における各民族間の助け合いの強化のための措置を決定する。
 - b) 分権される範囲において民族政策の実施措置、省域における各宗教間の平等権、信教・宗教の自由権の保障措置を決定する。
7. 国防・安寧、社会の秩序及び安全の保障分野における省人民評議会の任務・権限
- a) 法令の定めるところにより、国防・安寧任務遂行の確保、政治の安寧の維持、汚職・犯罪その他の法律違反行為との闘争・防止、省域上の社会秩序・安全の保障措置を決定する。

¹⁴ それぞれ *lây phiếu tín nhiệm*、*bỏ phiếu tín nhiệm*。信任度投票は本法律第 88 条、信任投票は同第 89 条を参照のこと。

- b) 強固な全国民の国防及び人民の安寧、平時及び戦時の要求に対応できる盤石な防衛地域の建設に向け、地方の潜在的な能力を発揮するための方針・措置を決定する。
 - c) 地方における民間自衛軍勢力、予備役勢力、村級公安勢力の構築に関する方針・措置を決定する。経済を国防・安寧と結び、地方の社会・経済活動を平時から戦時に変更する方針・措置を決定する。
 - d) 省域上の公共秩序、交通秩序安全の保障措置を決定する。
8. 地方における憲法及び法律の遵守、省人民評議会の決議の実施を監察する。人民評議会常務会、同級の人民委員会、人民裁判所、人民検察院、当該人民評議会の各部の活動を監察する。同級人民委員会の法令及び県級人民評議会の文書を監察する。
9. 法令の定めるところによりその他の任務・権限を遂行する。

第20条 省人民委員会の組織構造

1. 省人民委員会は委員長、副委員長及び各委員から構成される。
- 第1類の省の人民委員会の副委員長の人数は4名を超えないものとする。第2類の省及び第3類の省の人民委員会の副委員長の人数は3名を超えないものとする。
- 省人民委員会の各委員は、省人民委員会の各専門機関の長である各委員、軍事担当委員、公安担当委員から成る。
2. 省人民委員会に属する専門機関は各局及び局と相当する機関から成る。

第21条 省人民委員会の任務・権限

1. 本法第19条1項のa号・b号及びc号、2項のd号・dd号及びe号、3項、4項、5項、6項及び7項に定める内容を作成し、省人民評議会に決定するよう上程し、かつ省人民評議会の決議を実施する。
2. 省人民委員会に属する専門機関の組織機構及び具体的な任務・権限を規定する。
3. 省の予算、社会・経済開発、工業・建設・商業・サービス・観光・農業・林業・水産・交通網・灌漑の開発任務を実施する。分権される範囲において省域の土地、森・山、湖、水資源、鉱物資源、領海・領空にある利益の源、その他の天然資源の管理・使用の措置を実施し、天災の防止措置、環境保護措置を行う。
4. 少数民族同胞、特別に困難な社会・経済条件下の地域に対する省のプログラム・プロジェクト・提案を設け、及びその実施を行う。
5. 省域において人民安寧基盤に伴う全国国防基盤を設ける措置を実施する。省域において盤石な防衛地域建設計画の実施を指導する。国防・安寧教育及び地方の軍事業務を行う。地方軍を設立し、及び運営する。法令の定めるところにより、任務の要求を確保するため予備役を設立し、及び動員する。地方において、全住民が祖国の安寧を保護する運動を図る。

6. 法令の定めるところにより、憲法及び法律の施行、政権及び行政境界の設置、教育、訓練、化学、技術、文化、情報、体育、スポーツ、医療、労働、社会政策、民族政策、国防・安寧、社会の秩序・安全、司法行政、司法補助の実施及び保障に関する任務及びその他の任務・権限を遂行する。
7. 中央における国家機関により分級・委任される任務・権限を遂行する。
8. 省人民委員会の任務・権限の遂行を下級人民委員会、その他の機関・組織に分級・委任する。

第22条 省人民委員会委員長の任務・権限

省人民委員会委員長は、省人民委員会の長であり、かつ以下の任務・権限を有する。

1. 省人民委員会及び人民委員会の構成員の業務を指導・調整する。省人民委員会に属する専門機関を指導・指示する。
2. 県級人民委員会の委員長・副委員長の選出・免職・罷免の結果を承認する。県級人民委員会の委員長・副委員長を配置転換・業務停止・降格する。県級人民評議会の二つの会期の間、県級人民委員会委員長を欠く場合、県級人民委員会委員長の権限を付与する。県級人民委員会委員長に対し、与えられた任務を不履行し又は法律に違反した下級人民委員会の委員長・副委員長を停止・降格するよう要求する。法令の定めるところにより、管轄範囲に属する幹部・公務員・準公務員に対し、任命・免職・配置転換・降格・褒賞・規律処分を行う。
3. 憲法、法律、上級国家機関・省の人民評議会及び人民委員会の文書の施行任務の遂行を指導・指示する。国防・安寧、社会秩序・安全の保障、犯罪及びその他の法律違反行為の防止、官僚主義・汚職の防止に関する任務を遂行する。機関・組織の財産保護、公民の生命・自由・名誉・人格・財産その他の合法的な権利及び義務の保護の措置を実施する。法令の定めるところにより、省域における住民の管理措置を実施する。
4. 省から地方までの国家行政システムの活動を指導し、責任を負い、行政の統一性・一貫性を確保する。地方の国家行政システムにおける行政改革、公的業務・公務員の改革の業務を指導する。
5. 省人民委員会に属する専門機関及び県級人民委員会・県級人民委員会委員長による不適法な文書の施行を停止する又は破棄する。県級人民評議会による不適法な文書の施行を停止し、省級人民評議会に当該文書を破棄するよう提議するため省級人民委員会に対し報告する。
6. 法令の定めるところにより各任務・権限を遂行するため、省域に所在する上級国家機関との協同を行う。
7. 県人民委員会委員長を指導する。省人民委員会委員長の権限の範囲内の任務・権限の遂行を省人民委員会副委員長又は省人民委員会に属する専門機関の長に委任する。
8. 法令の定めるところにより、省域の施設・財産・勤務用車両及び割り当てられた国家予算を管理し、及び効果的な使用を行う。

9. 法令の定めるところにより、省域において環境保護、火災・爆発の防止の措置の実施を指導し、天災・疫病の防止、治安、社会の秩序・安全に係る突発的・緊急の業務を解決する措置に関して指導し、かつ適用する。
10. 法令の定めるところにより、監査、検査、不服申立・告訴・告発の解決、法律違反の処理、住民との面会を行う。
11. 中央における国家機関により分級・委任された任務・権限を遂行する。

第二章

農村における地方政権

第2節

県における地方政権の任務・権限及び組織機構

第23条 県における地方政権

県における地方政権とは、県人民評議会及び県人民委員会からなる地方政権のレベルである。

第24条 県における地方政権の任務及び権限

1. 県域において憲法及び法律の施行を行い、確保する。
2. 本法及び関連法令の定めるところにより、分権・分級される範囲において県の諸事項を決定する。
3. 上級の国家行政機関により委任された任務・権限を遂行する。
4. 村級の地方政権の組織及び活動を検査・監察する。
5. 省級地方政権に対し、県における地方政権の任務・権限の遂行の結果について責任を負う。
6. 国民が主人公となる権利を発揮し、経済・社会の建設及び開発のための社会的なリソースを動員し、県域における国防・安寧の確保のための措置を決定し、実施する。

第25条 県人民評議会の組織構造

1. 県人民評議会は、県における有権者により選出された人民評議会議員から構成される。県人民評議会議員の定数の確定は以下の原則に従い実施されるものとする。
 - a) 僻地・山岳地、島嶼の県は、住民の数が4万人以下の場合には議員30人、住民の数が4万人を超える場合は5千人の住民毎にさらに議員1人を選出することができる。ただし、議員の総数は40人を超えないものとする。
 - b) 本項のa号に該当しない県は、住民の数が8万人以下の場合には議員30人、住民の数が8万人を超える場合は1万人の住民毎にさらに議員1人を選出することができる。ただし、議員の総数は40人を超えないものとする。

- c) 30以上の直属の村級行政単位がある県の人民評議会議員の定数は、省級人民評議会常務会の提議に基づき国会常務委員会により決定される。ただし、定数は45人を超えないものとする。
2. 県人民評議会常務会は人民評議会議長、人民評議会副議長2名及び県人民評議会の各部の長である各委員から成る。県人民評議会の議長は人民評議会の専任議員であることもある。県人民評議会の副議長は専任の人民評議会議員である。
3. 県人民評議会は、法務部、経済・社会部、大勢の少数民族の同胞がいる地域では民族部も設立する。国会常務委員会は本項に定める民族部の設立の基準・条件を規定する。県人民評議会の各部は部の長、副長1名及び各部員から構成される。県人民評議会の各部の部員の定員は県人民評議会が決めるものとする。県人民評議会の各部の長は人民評議会の専任議員であることもある。県人民評議会の各部の副長は人民評議会の専任議員である。
4. 一か所又は複数か所の選挙単位において選出された県人民評議会議員は人民評議会議員グループを構成する。人民評議会議員グループの数、人民評議会議員グループの長及び副長は県人民評議会常務会が決めるものとする。

第26条 県人民評議会の任務・権限

1. 憲法・法律の施行の実施・確保及び国防・安寧・政権建設の分野における県人民評議会の任務・権限
- a) 県人民評議会の任務・権限に属する諸事項に関する決議を公布する。
- b) 分権される範囲において国防・安寧任務の遂行措置、社会の秩序・安全の保障、犯罪及びその他の法律違反行為の防止、官僚主義・汚職の防止の措置、法律の定めるところにより、県域における機関・組織の財産保護、住民の生命・自由・名誉・人格・財産その他の合法的な権利及び義務の保護措置を決定する。
- c) 上級の国家機関により分級された任務・権限を遂行するための措置を決定し、県における地方政権の任務・権限の遂行を下級の地方政権・国家機関に分級することを決定する。
- d) 県人民評議会の議長・副議長、県人民評議会の各部の長・副長の選出・免職・罷免、県人民委員会の委員長・副委員長及び各委員の選出・免職・罷免、県人民裁判所の裁判員の任命・免職・罷免を行う。
- dd) 本法第88条及び第89条の定めるところにより、人民評議会により任命される職務を有する者に対し信任度投票及び信任投票を実施する。
- e) 県人民委員会、県人民委員会委員長による不適法な文書の一部又は全部を破棄し、村級人民評議会による不適法な文書の一部又は全部を破棄する。
- g) 県人民委員会に属する専門機関の設立・廃止を決定する。
- h) 村級人民評議会が国民の利益に重大な損害を及ぼした場合に当該人民評議会を解散し、かつ実施する前に省級人民評議会に承認するよう上程する。
- i) 県人民評議会議員を罷免し、及び県人民評議会議員の退任の申請を承認する。

2. 経済・天然資源・環境の分野における県人民評議会の任務・権限

- a) 省級人民委員会に承認するよう上程する前に、県の中期及び各年の経済・社会発展計画、県の土地利用プラン・計画を採択する。
 - b) 地域における国家歳入の予算、地方歳入・歳出の予算及び県の予算配分を決定する。必要な場合に地方予算を調整する。地方の決算収支を承認する。法令の定めるところにより、県のプログラム・プロジェクトの投資方針を決定する。
 - c) 分権される範囲において、県域における各事業・分野の発展計画を決定する。
 - d) 法令の定めるところにより、地方における土地、森・山、湖、水源、地下資源、領海にある利益の源及びその他の天然資源の管理・使用の措置、環境の保護及び改善、天災・台風・洪水の防止及び損害回復の措置を決定する。
3. 法令の定めるところにより、県域における保育園・小学・中学の教育システムの開発措置、文化・情報・体育・スポーツの開発措置、住民の健康のケア・保護、疫病の防止、人口及び家族計画政策の実施の措置、職業開発、革命功労者に対する優遇政策の実施、社会補助・貧困削減政策の実施の措置、民族政策・宗教政策の実施を保障するための措置を決定する。
4. 地方における憲法及び法律の遵守、県人民評議会の決議の実施を監察する。人民評議会常務会、同級の人民委員会、人民裁判所、人民検察院、当該人民評議会の各部の活動を監察する。同級人民委員会の法令及び村級人民評議会の文書を監察する。
5. 法令の定めるところによりその他の任務・権限を遂行する。

第 27 条 県人民委員会の組織構造

1. 県人民委員会は委員長、副委員長及び各委員から構成される。
第 1 類の県の人民委員会の副委員長の人数は 3 名を超えないものとする。第 2 類及び第 3 類の県の人民委員会の副委員長の人数は 2 名を超えないものとする。
県人民委員会の各委員は、県人民委員会の各専門機関の長である各委員、軍事担当委員、公安担当委員から成る。
2. 県人民委員会に属する専門機関は各課及び課と相当する機関から成る。

第 28 条 県人民委員会の任務・権限

1. 本法第 26 条 1 項の a 号・b 号・c 号及び g 号、2 項及び 3 項に定める内容を作成し、県人民評議会に決定するよう上程し、かつ県人民評議会の決議の実施を行う。
2. 県人民委員会に属する専門機関の組織機構及び具体的な任務・権限を規定する。
3. 法令の定めるところにより、県域において県の予算の実施、社会・経済開発、工業・建設・商業・サービス・観光・農業・林業・水産・交通網・灌漑の開発、農村居住区建設の任務の実施、土地、森・山、湖、水資源、鉱物資源、領海にある利益の源、その他の天然資源の管理・使用、環境保護を行う。

4. 法令の定めるところにより、憲法及び法律の施行、政体及び行政境界の設置、教育、訓練、化学、技術、文化、情報、体育、スポーツ、医療、労働、社会政策、民族政策、宗教政策、国防・安寧、社会の秩序・安全、司法行政、司法補助の実施及び保障に関する任務及びその他の任務・権限を遂行する。
5. 上級国家機関により分級・委任される任務・権限を遂行する。
6. 村級人民委員会、その他の機関・組織に県人民委員会の任務・権限の遂行を分級・委任する。

第29条 県人民委員会委員長の任務・権限

県人民委員会委員長は、県人民委員会の長であり、かつ以下の任務・権限を有する。

1. 県人民委員会及び人民委員会の構成員の業務を指導・調整する。県人民委員会に属する専門機関を指導・指示する。
2. 村級人民委員会の委員長・副委員長の選出・免職・罷免の結果を承認する。村級人民委員会の委員長・副委員長を配置転換・業務停止・降格する。村級人民評議会の二つの会期の間、村級人民委員会委員長を欠く場合、村級人民委員会委員長の権限を付与する。法令の定めるところにより、管轄範囲に属する幹部・公務員・準公務員に対し、任命・免職・配置転換・降格・褒賞・規律処分を行う。
3. 県域において、憲法、法律、上級国家機関・県の人民評議会及び人民委員会の文書の施行、国防・安全保障、社会秩序・安全の保障、機関・組織の財産保護、公民の生命・自由・名誉・人格・財産その他の合法的な権利及び義務の保護の任務の遂行、住民の管理措置の実施を指導・指示する。
4. 県から地方までの国家行政システムの活動を指導し、その責任を負い、行政の統一性・一貫性を確保する。地方の国家行政システムにおける行政改革、公的業務・公務員の改革の業務を指導する。
5. 県人民委員会に属する専門機関による文書及び村級人民委員会・村級人民委員会委員長による不適法な文書の施行を停止する又は破棄する。村級人民評議会による不適法な文書の施行を停止し、県人民評議会に当該文書を破棄するよう提議するために県人民委員会に報告する。
6. 村級人民委員会委員長を指導する。県人民委員会委員長の権限の範囲内の任務・権限の遂行を県人民委員会副委員長又は県人民委員会に属する専門機関の長に委任する。
7. 法令の定めるところにより、県域上の施設・財産・勤務用車両及び割り当てられた国家予算を管理し、及び効果的な使用を行う。
8. 法令の定めるところにより、監査、検査、不服申立・告訴・告発の解決、法律違反の処理、住民との面会を行う。

9. 法令の定めるところにより、県域において、環境保護、火災・爆発の防止の措置の実施を指導し、天災・疫病の防止、治安、社会の秩序・安全に係る突発的・緊急の業務を解決する措置に関して指導し、かつ適用する。

10. 上級国家機関により分級・委任された任務・権限を遂行する。

第3節

村における地方政権の任務・権限及び組織機構

第30条 村における地方政権

村における地方政権とは、村人民評議会及び村人民委員会から成る地方政権のレベルである。

第31条 村における地方政権の任務及び権限

1. 村域における憲法及び法律の施行を行い、確保する。
2. 本法及び関連法令の定めるところにより、分権・分級される範囲の中で村の諸事項を決定する。
3. 上級の国家行政機関により委任された任務・権限を遂行する。
4. 県級地方政権に対し、村における地方政権の任務・権限の遂行の結果について責任を負う。
5. 国民が主人公となる権利を発揮し、経済・社会の建設及び開発のための社会的なリソースを動員し、村域の国防・安寧を確保することを目的とする措置を決定し、かつ実施する。

第32条 村人民評議会の組織構造

1. 村人民評議会は、村における有権者により選出された人民評議会議員から構成される。村人民評議会議員の定数の確定は以下の原則に従い実施されるものとする。
 - a) 住民の数が1,000人以下の僻地・山岳地、島嶼の村は、議員15人を選出することができる。
 - b) 住民の数が1,000人を超えたが2,000人以下の僻地・山岳地、島嶼の村は、議員20人を選出することができる。
 - c) 住民の数が2,000人を超えたが3,000人以下のいる僻地・山岳地、島嶼の村は、議員25人を選出することができる。住民の数が3,000人を超える場合は、住民1,000人毎にさらに議員一人を選出することができるが、議員の総数は35人を超えないものとする。
 - d) 本項のa号・b号及びc号に該当しない村は、住民の数が4,000人以下の場合は議員25人、住民が4,000人を超える場合は住民2,000人毎にさらに議員一人を選出することができる。ただし、議員の総数は35人を超えないものとする。
2. 村人民評議会常務会は人民評議会議長、人民評議会副議長1名からなる。村人民評議会の副議長は人民評議会の専任議員である。

3. 村人民評議会は法務部、経済・社会部を設立する。村人民評議会の各部は部の長、副長 1 名及び各部員から構成される。村人民評議会の各部の部員の定員は村人民評議会が決めるものとする。村人民評議会の各部の長・副長及び各部員は兼任で活動する。

第 33 条 村人民評議会の任務・権限

1. 村人民評議会の任務・権限に属する諸事項に関する決議を制定する。
2. 分権される範囲において、社会の秩序・安全の保障、犯罪及びその他の法律違反行為の防止、官僚主義・汚職の防止の措置を、村域における機関・組織の財産保護、住民の生命・自由・名誉・人格・財産その他の合法的な権利及び義務の保護の措置を決定する。
3. 村人民評議会の議長・副議長、村人民評議会の各部の長・副長の選出・免職・罷免、村人民委員会の委員長・副委員長及び各委員の選出・免職・罷免をする。
4. 地区の国家歳入の予算、村の地方歳入・歳出の予算を決定し、必要な場合に村の予算を調整する。地方の決算収支を承認する。分権される範囲において村のプログラム・プロジェクトの投資方針を決定する。
5. 地方における憲法及び法律の遵守、村人民評議会の決議の実施を監察する。人民評議会常務会、同級の人民委員会、当該人民評議会の各部の活動を監察する。同級人民委員会の法令を監察する。
6. 本法第 88 条及び第 89 条の定めるところにより、村人民評議会により任命される職務を有する者に対し信任度投票及び信任投票を実施する。
7. 村人民評議会議員を罷免し、及び村人民評議会議員の退任の申請を承認する。
8. 村人民委員会、村人民委員会委員長による不適法な文書の一部又は全部を破棄する。

第 34 条 村人民委員会の組織機構

村人民委員会は委員長、副委員長、軍事担当委員、公安担当委員から構成される。

第 1 類の村の人民委員会の副委員長の人数は 2 名を超えないものとする。第 2 類及び第 3 類の村の人民委員会の副委員長の人数は 1 名とする。

第 35 条 村人民委員会の任務・権限

1. 本法第 33 条 1 項・2 項及び 4 項に定める内容を作成し、村人民評議会に決定するよう上程し、かつ村人民評議会の決議の実施を行う。
2. 地方の予算の実施を行う。
3. 上級国家機関により村級人民委員会が分級・委任される任務・権限を遂行する。

第 36 条 村人民委員会委員長の任務・権限

村人民委員会委員長は、村人民委員会の長であり、かつ以下の任務・権限を有する。

1. 村人民委員会、村人民委員会の構成員の業務を指導・調整する。
2. 憲法、法律、上級国家機関・村の人民評議会及び人民委員会の文書の施行の実施及び確保の任務の遂行、国防・安寧、社会秩序・安全の保障、犯罪及び他の法律違反行為の防止、官僚主義・汚職の防止の任務遂行を指導・指示する。法令の定めるところにより村域における機関・組織の財産保護、公民の生命・自由・名誉・人格・財産その他の合法的な権利及び義務の保護の措置の実施、住民の管理措置の実施を行う。
3. 法令の定めるところにより、施設・財産・通勤用車両及び割り当てられた国家予算を管理し、及び効果的な使用を行う。
4. 法令の定めるところにより、不服申立・告訴・告発の解決、法律違反の処理、住民との面会を行う。
5. 村人民委員会副委員長に村人民委員会委員長の権限の範囲内の任務・権限の遂行を委任する。
6. 法令の定めるところにより村域において、環境保護、火災・爆発の防止の措置の実施を指導し、天災・疫病の防止、安寧、社会の秩序・安全における突発的・緊急の業務を解決するための措置を適用する。
7. 上級国家機関により分級・委任された任務・権限を遂行する。

第三章

都市における地方政権

第1節

中央直轄市における地方政権の任務・権限及び組織機構

第37条 中央直轄市における地方政権

中央直轄市における地方政権とは、中央直轄市人民評議会及び中央直轄市人民委員会から成る地方政権のレベルである。

第38条 中央直轄市における地方政権の任務及び権限

1. 中央直轄市域において憲法及び法律の施行を行い、かつ確保する。
2. 本法及び関連法令の規定に従い、分権・分級される範囲において中央直轄市の諸事項を決定する。
3. 中央における国家行政機関により委任された任務・権限を遂行する。
4. 区域における各行政単位の地方政権の組織及び活動を検査・監察する。
5. 上級の国家機関に対し、中央直轄市における地方政権の任務・権限の遂行の結果について責任を負う。

6. 中央・各地方における国家機関と協力し、各地域間の経済提携を促進し、地域のプランを実施し、国民経済の統一性を確保する。
7. 国民が主人公となる権利を発揮し、経済・社会の建設及び開発するための社会的なリソースを動員し、中央直轄市域の国防・安寧を確保することを目的とする措置を決定し、かつ実施する。

第39条 中央直轄市人民評議会の組織構造

1. 中央直轄市人民評議会は、中央直轄市における有権者により選出された人民評議会議員から構成される。

中央直轄市人民評議会議員の定数の確定は以下の原則に従い実施されるものとする。

- a) 中央直轄市は、住民の数が100万人以下の場合には議員50人、住民の数が100万人を超える場合は5万人の住民毎にさらに議員1人を選出することができる。ただし、議員の総数は95人を超えないものとする。
- b) ハノイ市、ホーチミン市は105人の議員を選出することができる。

2. 中央直轄市人民評議会の常務会は人民評議会議長、人民評議会副議長2名、人民評議会の各部部長及び中央直轄市人民評議会の事務局長である各委員から成る。中央直轄市人民評議会の議長は人民評議会の専任議員であることもある。中央直轄市人民評議会の副議長は人民評議会の専任議員である。

3. 中央直轄市人民評議会は法務部、経済・予算部、文化・社会部、都市部を設立する。中央直轄市人民評議会の各部は部の長、2名以下の副長及び各部員から構成される。人民評議会の各部の部員の定員は中央直轄市人民評議会が決めるものとする。中央直轄市人民評議会の各部の長は人民評議会の専任議員であることもある。中央直轄市人民評議会の各部の副長は人民評議会の専任議員である。

4. 一か所又は複数か所の選挙単位において選出された中央直轄市人民評議会議員は人民評議会議員グループを構成する。人民評議会議員グループの数、人民評議会議員グループの長及び副長は中央直轄市人民評議会常務会が決めるものとする。

第40条 中央直轄市人民評議会の任務・権限

1. 本法第19条に定める任務・権限を遂行する。
2. 直轄の郡・区の土地利用計画・プランも含む中央直轄市の土地利用計画・プランを決定する。
3. 分権される範囲において、都市の建築及び開発に関するプランを決定する。
4. 法令の定めるところにより、区域・地域及び全国の各地方との関係における大都市経済・社会センターとしての役割を果たすための措置を決定する。

5. 市における住民管理及び都市住民の生活の運営の措置、プランに則った住民の調整、住民の合法的な権利及び利益を確保するための措置を決定する。

第41条 中央直轄市人民委員会の組織機構

1. 中央直轄市人民委員会は委員長、副委員長及び各委員から構成される。

ハノイ市、ホーチミン市の人民委員会副委員長の人数は5名を超えないものとする。他の中央直轄市の人民委員会副委員長の人数は4名を超えないものとする。

中央直轄市人民委員会の各委員は、中央直轄市人民委員会の各専門機関の長である各委員、軍事担当委員、公安担当委員から成る。

2. 中央直轄市人民委員会に属する専門機関は各局及び局と相当する機関から成る。

第42条 中央直轄市人民委員会の任務・権限

1. 本法第21条に定める任務・権限を遂行する。

2. 本法第40条2項・3項・4項及び5項に定める内容を作成し、中央直轄市人民評議会に決定するよう上程し、かつ実施する。

3. 財政のリソースを図り、都市開発のための資金調達に関する方針・措置を実施し、法令の定めるところにより、都市のインフラ施設を建設し及び統一的に管理する。

4. 中央直轄市域における都市のインフラ施設の開発を奨励する制度を決定する。

第43条 中央直轄市人民委員会委員長の任務・権限

1. 本法第22条に定める任務・権限を遂行する。

2. 中央直轄市域における都市インフラ工事計画の実施を指導し、行う。

3. 法令の定めるところにより、都市の土地のリソース、都市インフラ工事建設のための都市の土地リソースの使用を管理する。

4. 都市住宅を管理する。不動産事業を管理する。都市における住宅を開発するために市における国家所有の住宅リソースを使用する。都市における住宅・建築物の建築に際する法律遵守の監査を指導する。

5. 都市の商業、サービス、観光のネットワークの調整を指導する。

6. 雇用問題を解決し、都市における社会悪を防止するための計画及び措置を図る。

7. 住民管理及び都市住民の生活の運営の措置の実施を指導し、かつ行う。

8. 都市の空間・建築及び景観の管理・保全措置を実施する。公共秩序、交通安全、交通渋滞の防止を確保する任務の遂行を行い、指導する。

第2節

郡における地方政権の任務・権限及び組織機構

第44条 郡における地方政権

郡における地方政権とは、郡人民評議会及び郡人民委員会から成る地方政権のレベルである。

第45条 郡における地方政権の任務・権限

1. 郡域において憲法及び法律の施行を行い、かつ確保する。
2. 本法及び関連法令の規定に従い、分権・分級される範囲の中で郡の諸事項を決定する。
3. 上級における国家行政機関により委任された任務・権限を遂行する。
4. 区における地方政権の組織及び活動を検査・監察する。
5. 上級の国家機関に対し、郡における地方政権の任務・権限の遂行の結果について責任を負う。
6. 国民が主人となる権利を発揮し、経済・社会の建設及び開発するための社会的なリソースを動員し、郡域の国防・安寧の確保のための措置を決定し、かつ実施する。

第46条 郡人民評議会の組織構造

1. 郡人民評議会は、郡における有権者により選出された人民評議会議員から構成される。郡人民評議会議員の定数の確定は以下の原則に従い実施されるものとする。
 - a) 住民の数が8万人以下の場合は議員30人、住民の数が8万人を超える場合は1万人の住民毎にさらに議員1人を選出することができる。ただし、議員の総数は40人を超えないものとする。
 - b) 30以上の直属の区がある郡の人民評議会議員の定数は、中央直轄市人民評議会常務会の提議に基づき国会常務委員会により決定される。ただし、定数は45人を超えないものとする。
2. 郡人民評議会常務会は人民評議会議長、人民評議会副議長2名及び郡人民評議会の各部部长である各委員から成る。郡人民評議会の議長は人民評議会の専任議員であることもある。郡人民評議会の副議長は人民評議会の専任議員である。
3. 郡人民評議会は法務部、経済・社会部を設立する。郡人民評議会の各部は部の長、副長1名及び各部員から構成される。郡人民評議会の各部の部員の定員は郡人民評議会が決めるものとする。郡人民評議会の各部の長は人民評議会の専任議員であることもある。郡人民評議会の各部の副長は人民評議会の専任議員である。
4. 一か所又は複数か所の選挙単位において選出された郡人民評議会議員は人民評議会議員グループを構成する。人民評議会議員グループの数、人民評議会議員グループの長及び副長は郡人民評議会常務会が決めるものとする。

第47条 郡人民評議会の任務・権限

1. 郡人民評議会の任務・権限に属する諸事項に関する決議を制定する。

2. 郡人民評議会の議長・副議長、郡人民評議会の各部の長・副長の選出・免職・罷免、郡人民委員会の委員長・副委員長及び各委員の選出・免職・罷免、郡人民裁判所の裁判員の任命・免職・罷免をする。
3. 中央直轄市人民委員会に承認するよう上程する前に、郡の中期及び各年の経済・社会開発計画を採択する。
4. 地域における国家歳入の予算、地方歳入・歳出の予算及び郡の予算配分を決定する。必要な場合に地方予算を調整する。地方の決算収支を承認する。分権される範囲において、郡のプログラム・プロジェクトの投資方針を決定する。
5. 上級の国家機関により分級された任務・権限を遂行するための措置を決定し、郡における地方政権の任務・権限の遂行を下級の地方政権・国家機関に分級することを決定する。
6. 郡人民委員会に属する専門機関の設立・廃止を決定する。
7. 地方における憲法及び法律の遵守、郡人民評議会の決議の実施を監察する。人民評議会常務会、同級の人民委員会・人民裁判所・人民検察院、当該人民評議会の各部の活動を監察する。同級人民委員会の法令及び区人民評議会の文書を監察する。
8. 本法第 88 条及び第 89 条の定めるところにより、人民評議会により任命される職務を有する者に対し信任度投票及び信任投票を実施する。
9. 郡人民委員会、郡人民委員会委員長による不適法な文書の一部又は全部を破棄し、区人民評議会による不適法な文書の一部又は全部を破棄する。
10. 区人民評議会が国民の利益に重大な損害を及ぼした場合に当該人民評議会を解散し、かつ実施する前に中央直轄市人民評議会に承認するよう上程する。
11. 郡人民評議会議員を罷免し、及び郡人民評議会議員の退任の申請を承認する。

第 48 条 郡人民委員会の組織構造

1. 郡人民委員会は委員長、副委員長及び各委員から構成される。
第 1 類の郡の人民委員会の副委員長の数人は 3 名を超えないものとする。第 2 類及び第 3 類の郡の人民委員会の副委員長の数人は 2 名を超えないものとする。
郡人民委員会の各委員は、郡人民委員会の各専門機関の長である各委員、軍事担当委員、公安担当委員から成る。
2. 郡人民委員会に属する専門機関は各課及び課と相当する機関から成る。

第 49 条 郡人民委員会の任務・権限

1. 本法第 47 条 1 項・3 項・4 項・5 項及び 6 項に定める内容を作成し、郡人民評議会に決定するよう上程し、かつ郡人民評議会の決議の実施を行う。
2. 郡人民委員会に属する専門機関の組織機構及び具体的な任務・権限を規定する。

3. 法令の定めるところにより、憲法及び法律の施行、政権及び行政境界の整備、教育、訓練、化学、技術、文化、情報、体育、スポーツ、医療、労働、社会政策、民族政策、宗教政策、国防・安寧、社会の秩序・安全、司法行政、司法補助の実施及び保障に関する任務及びその他の任務・権限を遂行する。
4. 上級国家機関により分級・委任される任務・権限を遂行する。
5. 郡人民委員会の任務・権限の遂行を区人民委員会、その他の機関・組織に分級・委任する。

第 50 条 郡人民委員会委員長の任務・権限

1. 本法第 29 条に定める任務・権限を遂行する。
2. 都市インフラ、建築、交通及び空間、設計、都市景観の開発プランを指導し、及び実施を行う。上級国家機関による分権・分級に従い郡域における住民を管理する。

第 3 節

市、省に属する市、中央直轄市に属する市における 地方政権の任務・権限及び組織機構

第 51 条 市・省に属する市・中央直轄市に属する市における地方政権

市・省に属する市・中央直轄市に属する市における地方政権は、市・省に属する市・中央直轄市の人民評議会及び市・省に属する市・中央直轄市に属する市の人民委員会から成る地方政権のレベルである。

第 52 条 市・省に属する市・中央直轄市に属する市の地方政権の任務・権限

1. 市・省に属する市・中央直轄市に属する市域における憲法及び法律の施行を行い、かつ確保する。
2. 本法及び関連法律の定めるところにより、分権・分級される範囲において、市・省に属する市・中央直轄市に属する市の諸事項を決定する。
3. 上級国家機関により委任される任務・権限を遂行する。
4. 村級地方政権の組織及び活動を検査・監察する。
5. 省級地方政権に対し、市・省に属する市・中央直轄市に属する市における地方政権の任務・権限の遂行の結果について責任を負う。
6. 国民が主人公となる権利を発揮し、経済・社会の建設及び開発のための社会的なリソースを動員し、市・省に属する市・中央直轄市に属する市域の国防・安寧を確保することを目的とする措置を決定し、かつ実施する。

第 53 条 市・省に属する市・中央直轄市に属する市の人民評議会の組織構造

1. 市・省に属する市・中央直轄市に属する市の人民評議会は、市・省に属する市・中央直轄市に属する市における有権者により選出された人民評議会議員から構成される。

市・省に属する市・中央直轄市に属する市の人民評議会議員の定数の確定は、以下の原則に従い実施される。

a) 市は、住民の数が7万人以下の場合は議員30、住民の数が7万人を超える場合は1万人毎にさらに議員1人を選出することができる。ただし、議員の総数は40人を超えないものとする。

b) 省に属する市・中央直轄市に属する市は、住民の数が10万人以下の場合は議員30人、住民の数が10万人を超える場合は1万人毎にさらに議員1人を選出することができる。ただし、議員の総数は40人を超えないものとする。

c) 30以上の直属村級行政単位がある市・省に属する市・中央直轄市に属する市の人民評議会議員の定員は、国会常務委員会が省級人民評議会常務会の提案に基づき決定するものとする。ただし、総数は45人を超えないものとする。

2. 市・省に属する市・中央直轄市に属する市の人民評議会常務会は、人民評議会議長、人民評議会副議長2名及び人民評議会の各部の長である各委員から成る。市・省に属する市・中央直轄市に属する市の人民評議会議長は、人民評議会の専任議員であることもある。市・省に属する市・中央直轄市に属する市人民評議会の副議長は、人民評議会の専任議員である。

3. 市・省に属する市・中央直轄市に属する市人民評議会は、法務部、経済・社会部を設立する。少数民族同胞が大勢いる市・省に属する市は民族部も設立する。国会常務委員会は本項に定める民族部の設立の基準・条件を規定する。

市・省に属する市・中央直轄市に属する市人民評議会の各部は、部の長、副長1名及び各部員から構成される。人民評議会の各部の部員の定員は、市・省に属する市・中央直轄市に属する市人民評議会が決めるものとする。市・省に属する市・中央直轄市に属する市の人民委員会の各部の長は人民評議会の専任議員であることもある。市・省に属する市・中央直轄市に属する市人民評議会の副議長は人民評議会の専任議員である。

4. 一か所又は複数か所の選挙単位において選出された人民評議会議員は、人民評議会議員グループを構成する。人民評議会議員グループの数、人民評議会議員グループの長及び副長は市・省に属する市・中央直轄市に属する市の人民評議会常務会が決めるものとする。

第54条 市・省に属する市・中央直轄市に属する市人民評議会の任務・権限

1. 本法第26条に定める任務・権限を遂行する。

2. 省・中央直轄市のプランに基づき都市の建築及び開発を決定し、権限のある国家機関に承認するよう上程する。法令の定めるところにより、区域上の都市建築物の投資プロジェクトを決定する。

3. 都市開発投資誘致のスキーム・政策、都市インフラ・交通の建築のプログラム・計画を決定する。

4. 住民管理及び住民生活の運営、区域における公共秩序、都市景観の確保を決定する。

第55条 市・省に属する市・中央直轄市に属する市の人民委員会の組織機構

1. 市・省に属する市・中央直轄市に属する市の人民委員会は、委員長、副委員長及び各委員から構成される。

第1類の市・省に属する市・中央直轄市に属する市の人民委員会の副委員長の人数は3名を超えないものとする。第2類及び第3類の市・省に属する市・中央直轄市に属する市の人民委員会副委員長の人数は2名を超えないものとする。

市・省に属する市・中央直轄市に属する市の人民委員会の各委員は、市・省に属する市・中央直轄市に属する市の人民委員会の各専門機関の長である各委員、軍事担当委員、公安担当委員から成る。

2. 市・省に属する市・中央直轄市に属する市の人民委員会に属する専門機関は各課及び課と相当する機関から成る。

第56条 市・省に属する市・中央直轄市に属する市の人民委員会の任務・権限

1. 本法第28条に定める任務・権限を遂行する。
2. 本法第54条2項・3項及び4項に定める内容を作成し、市・省に属する市・中央直轄市に属する市の人民評議会に決定するよう上程し、かつ市・省に属する市・中央直轄市に属する市の人民評議会の決議の実施を行う。
3. 法令の定めるところにより、都市のインフラ施設の開発を奨励する制度を決定する。
4. 法令の定めるところにより、都市のインフラ施設の建設計画、都市開発プランを決定する。

第57条 市・省に属する市・中央直轄市に属する市の人民委員会委員長の任務・権限

1. 本法第29条に定める任務・権限を遂行する。
2. 都市インフラの開発プランを指導し、かつ実施を指導する。区域における空間、建築、都市景観を管理する。
3. 都市の土地リソース、都市インフラ建設用の都市における土地リソースの使用を管理する。都市住宅を管理する。住宅経営事業を管理する。都市における住宅を開発するために市における国家所有の住宅リソースを使用する。都市における住宅建設に際する法律遵守の監査を指導する。
4. 都市の商業、サービス、観光のネットワークの調整を指導する。住民管理及び都市住民の生活の運営の措置を実施する。
5. 区域における公共秩序、交通安全の確保、火災・爆発・交通渋滞の防止の任務遂行を指導し、かつ行う。

第4節

区における地方政権の任務・権限及び組織機構

第58条 区における地方政権

区における地方政権とは、区人民評議会及び区人民委員会から成る地方政権のレベルである。

第59条 区における地方政権の任務・権限

1. 区の区域において憲法及び法律の施行を行い、かつ確保する。
2. 本法及び関連法令の定めるところにより、分権・分級される範囲の中で区の諸事項を決定する。
3. 上級の国家行政機関により委任された任務・権限を遂行する。
4. 郡・市・省に属する市・中央直轄市に属する市における地方政権に対し、区における地方政権の任務・権限の遂行の結果について責任を負う。
5. 国民が主人公となる権利を発揮し、経済・社会の建設及び開発するための社会的なリソースを動員し、区の区域の国防・安寧の確保のための措置を決定し、かつ実施する。

第60条 区人民評議会の組織機構

1. 区人民評議会は、区における有権者により選出された人民評議会議員から構成される。区人民評議会議員の定員総数の確定は以下の原則に従い実施されるものとする。
 - a) 住民の数が8,000人以下の区は議員25人を選出することができる。
 - b) 住民の数が8,000人を超える区は、住民4,000人毎にさらに議員1人を選出することができる。ただし、総数は35人を超えないものとする。
2. 区人民評議会常務会は区人民評議会議長、区人民評議会副議長1名から成る。郡人民評議会の議長は人民評議会の専任議員であることもある。区人民評議会の副議長は人民評議会の専任議員である。
3. 区人民評議会は法務部、経済・社会部を設立する。区人民評議会の各部は部の長、副長1名及び各部員から構成される。人民評議会の各部の部員の定員は区人民評議会が決めるものとする。区人民評議会の各部の長・副長及び各部員は兼任で活動する。

第61条 区人民評議会の任務・権限

1. 区人民評議会の任務・権限に属する諸事項に関する決議を制定する。
2. 区人民評議会の議長・副議長、区人民評議会の各部の長・副長の選出・免職・罷免、区人民委員会の委員長・副委員長及び各委員の選出・免職・罷免を行う。
3. 区域の国家歳入の予算、区の歳入・歳出予算を決定する。必要な場合に区の予算を調整する。区の予算決算を承認する。法令の定めるところにより区域におけるプログラム・プロジェクトの投資方針を決定する。

4. 地方における憲法及び法律の遵守、区人民評議会の決議の実施を監察する。人民評議会常務会、同級の人民委員会、当該人民評議会の各部の活動を監察する。同級人民委員会の法令を監察する。
5. 本法第 88 条及び第 89 条の定めるところにより、人民評議会により任命される職務を有する者に対し信任度投票及び信任投票を実施する。
6. 区人民評議会議員を罷免し、及び区人民評議会議員の退任の申請を承認する。
7. 区人民委員会、区人民委員会委員長による不適法な文書の一部又は全部を破棄する。

第 62 条 区人民委員会の組織機構

区人民委員会は委員長、副委員長、軍事担当委員、公安担当委員から構成される。

第 1 類の区の人民委員会の副委員長の人数は 2 名を超えないものとする。第 2 類及び第 3 類の区の人民委員会の副委員長の人数は 1 名とする。

第 63 条 区人民委員会の任務・権限

1. 本法第 61 条 1 項及び 3 項に定める内容を作成し、区人民評議会に決定するよう上程し、かつ区人民評議会の決議の実施を行う。
2. 地方予算の実施を行う。
3. 上級国家機関により分級・委任される任務・権限を遂行する。

第 64 条 区人民委員会委員長の任務・権限

1. 本法第 36 条に定める任務・権限を遂行する。
2. 所轄機関・組織と協同し、区域における都市インフラ、建築、交通の発展、火災・爆発の防止、環境・空間・設計・都市景観の保全の開発プランを実施する。
3. 法令の定めるところにより区域における住民を管理する。

第 5 節

町における地方政権の任務・権限及び組織機構

第 65 条 町における地方政権

町における地方政権とは、町人民評議会及び町人民委員会から成る地方政権のレベルである。

第 66 条 町における地方政権の任務・権限

1. 町域において憲法及び法律の施行を行い、かつ確保する。
2. 本法及び関連法令の定めるところにより、分権・分級される範囲において町の諸事項を決定する。
3. 上級の国家行政機関により委任された任務・権限を遂行する。

4. 県における地方政権に対し、町における地方政権の任務・権限の遂行の結果について責任を負う。
5. 国民が主人公となる権利を発揮し、経済・社会の建設及び開発するための社会的なリソースを動員し、町域の国防・安寧を確保することを目的とする措置を決定し、かつ実施する。

第 67 条 町人民評議会の組織機構

1. 町人民評議会は、町における有権者により選出された人民評議会議員から構成される。町人民評議会議員の定数の確定は本法第 32 の定めるところにより実施されるものとする。
2. 町人民評議会常務会は町人民評議会議長、町人民評議会副議長 1 名から成る。町人民評議会の副議長は人民評議会の専任議員である。
3. 町人民評議会は法務部、経済・社会部を設立する。町人民評議会の各部は部の長、副長 1 名及び各部員から構成される。人民評議会の各部の部員の定員は町人民評議会が決めるものとする。町人民評議会の各部の長・副長及び各部員は兼任で活動する。

第 68 条 町人民評議会の任務・権限

1. 町人民評議会の任務・権限に属する諸事項に関する決議を制定する。
2. 町人民評議会の議長・副議長、町人民評議会の各部の長・副長の選出・免職・罷免、町人民委員会の委員長・副委員長及び委員の選出・免職・罷免をする。
3. 区域の国家歳入の予算、町の歳入・歳出予算を決定する。必要な場合に町の予算を調整する。町の決算収支を承認する。法令の定めるところにより、町域におけるプログラム・プロジェクトの投資方針を決定する。
4. 地方における憲法及び法律の遵守、町人民評議会の決議の実施を監察する。人民評議会常務会、同級の人民委員会、当該人民評議会の各部の活動を監察する。同級人民委員会の法令を監察する。
5. 本法第 88 条及び第 89 条の定めるところにより、人民評議会により任命される職務を有する者に対し信任度投票及び信任投票を実施する。
6. 町人民評議会議員を罷免し、及び町人民評議会議員の退任の申請を承認する。
7. 町人民委員会、町人民委員会委員長による不適法な文書の一部又は全部を破棄する。

第 69 条 町人民委員会の組織機構

町人民委員会は委員長、副委員長、軍事担当委員、公安担当委員から構成される。

第 1 類の町の人民委員会の副委員長の数人は 2 名を超えないものとする。第 2 類及び第 3 類の町の人民委員会の副委員長の数人は 1 名とする。

第 70 条 町人民委員会の任務・権限

1. 本法第 68 条 1 項及び 3 項に定める内容を作成し、町人民評議会に決定するよう上程し、かつ町人民評議会の決議の実施を行う。
2. 地方予算の実施を行う。
3. 上級国家機関により分級・委任される任務・権限を遂行する。

第 71 条 町人民委員会委員長の任務・権限

1. 本法第 36 条に定める任務・権限を遂行する。
2. 所轄機関・組織と協同し、町域における都市インフラ、建築、交通の開発、火災・爆発の防止、環境・空間・設計・都市景観の保全の開発プランを実施する。
3. 法令の定めるところにより町域の住民を管理する。

第 4 章

島嶼における地方政権

第 72 条 島嶼における地方政権

1. 地理・住民の条件、経済・社会の発展、国防・安寧の確保の要求に応じて、各島・群島は本法第 2 条 2 項及び 3 項に定める行政単位に構成されることができる。
島嶼域における特別行政・経済単位の設置は本法第 5 章の規定に従うものとする。
2. 島嶼における地方政権において、人民評議会及び人民委員会から成る地方政権のレベルを設置する。県級の行政単位が村級の行政単位に分ける場合、村級行政単位においては、人民評議会及び人民委員会から成る地方政権のレベルを設置する。
3. 島嶼域における地方政権に属する各機関の組織機構は、本法に定める相応の行政単位における地方政権に属する各機関の組織機構と同様に実施されるものとする。

第 73 条 島嶼における地方政権の任務・権限

1. 島嶼における県級地方政権は、本法第 2 章第 2 節・第 3 章第 2 節及び第 3 節に定める県・郡・市・省に属する市・中央直轄市に属する市における地方政権の相応の任務・権限を遂行する。
2. 島嶼における村級地方政権は、本法第 2 章第 3 節、第 3 章第 4 節及び第 5 節に定める村・区・町における地方政権の相応の任務・権限を遂行する。
3. 他の法令に島嶼における各行政単位の地方政権の具体的な任務・権限を定めることは、地方における国家機関の自主権・自己責任の強化を確保し、領海・島嶼における独立・主権・国家領土の保全を盤石に守るため、突然・不測の事件・状態に際する柔軟な・自発的な対応を確保し、海洋経済の利点・潜在的な能力を発揮し、国際経済に統合し、及び島嶼に暮し、島嶼を守り、発展させるため住民を引き寄せなければならない。

第5章

特別行政・経済単位における地方政権

第74条 特別行政・経済単位

特別行政・経済単位は国会により設立を決定され、経済・社会に関する特別な制度・政策を適用され、当該特別行政・経済単位の特徴・経済社会発展の要求・目標に応じて設置される地方政権がある。

第75条 特別行政・経済単位における地方政権の構成

1. 特別行政・経済単位における地方政権は人民評議会及び人民委員会から成る。特別行政・経済単位における人民評議会・人民委員会の構成原則・活動方式は本法の規定に従うものとする。
2. 特別行政・経済単位における人民評議会議員の定員、人民委員会の構成員の定員、人民評議会・人民委員会の組織機構及び具体的な任務・権限は、当該特別行政・経済単位の設立に際し国会が定めるものとする。

第76条 特別行政・経済単位の設立決定の手続き・手順

1. 政府は特別行政・経済単位設立提案を作成し、国会に上程する。特別行政・経済単位設立提案は、本法第131条の定めるところにより地方住民の意見聴取を行わなければならない。
2. 国会法律委員会は、政府により上程される特別行政・経済単位設立提案を審査する責任を負うものとする。

必要な場合、特別行政・経済単位設立提案を審査するため、国会は臨時委員会を設立する。

3. 国会常務委員会は国会に上程する前に、特別行政・経済単位設立提案について検討し、意見を提示する。
4. 国会は、国会の一つ又は複数の会期において規程通り特別行政・経済単位設立提案を検討し、採択する。

第77条 特別行政・経済単位の解体

1. 政府は特別行政・経済単位解体決定を国会に申し入れる。
特別行政・経済単位の解体の検討の手続き・手順は本法第76条の規定に従うものとする。
2. 特別行政・経済単位の解体を決定するにあたり、国会は解体された特別行政・経済単位の管理境界・住民に基づき各行政単位の設立を決定する。

第六章
地方政権の運営
第1節
人民評議会の運営

第78条 人民評議会の会期

1. 人民評議会は少なくとも年に二回会期を行うとする。
任期第1年目の通常会期開催計画は、当該人民評議会の第1会期において決定される。次年度からの通常会期開催計画は、前年の最後の会期において決定される。いずれも人民評議会常務会の提議に基づき行われる。
2. 人民評議会常務会、同級の人民委員会委員長、又は人民評議会議員の3分の1以上が要求するとき、人民評議会は臨時会合を行う。
3. 村・区・町の有権者は、当該村・区・町の人民評議会に対し、当該村・区・町の事項を検討・決定するための会議の開催を求めることができる。要求書に署名する当該村・区・町の有権者が直近の村級人民評議会選挙の有権者名簿に基づいた人数の10パーセントを超えるとき、村級人民評議会常務会は、有権者が申し立てた事項について検討するために人民評議会臨時会期を行う責任を負う。有権者の要求書には全員の署名、氏名、生年月日、住所が記載される場合限り、有効と認められる。署名した有権者は、申し立てた事項について検討する人民評議会の臨時会期に参加する代表として1名を選出する。
4. 人民評議会の会合は公開で行う。必要に応じて、人民評議会常務会、同級人民委員会委員長が提議するとき、又は人民評議会議員の3分の1以上が要求するとき、人民評議会が非公開で会合を行う。

第79条 人民評議会会期の次第

1. 人民評議会の決議、又は人民委員会委員長、ベトナム祖国戦線委員会委員長、人民裁判所長官、人民検察院院長、人民評議会の各部、若しくは同級の人民評議会議員の提議に基づき、人民評議会常務会は人民評議会会期の次第を起案する。
新規人民評議会の第1回会期の次第は、前期の人民評議会常務会に起案される。新規人民評議会の第1回会期において検討するために、前期人民評議会の各部は、当該次第案の内容を審査し、前期人民評議会常務会に報告する。
2. 人民評議会は会期の次第を決裁する。必要に応じて、人民委員会委員長、ベトナム祖国戦線委員会委員長、人民裁判所長官、人民検察院院長、人民評議会の各部、又は同級の人民評議会議員の提議に基づき、人民評議会は成立した会期の次第への修正・補充を決定する。

第80条 人民評議会会期の招集

1. 新期人民評議会の第1会期は、人民評議会議員の選挙日の45日前までに招集されなけれ

ばならない。再選挙、追加選挙又は選挙日の延期がある地方において、会期の招集期限は、再選挙又は追加選挙が行われる日から起算する。

人民評議会の第1会期は、前期人民評議会議長に招集される。議長がいない場合、いずれかの前期人民評議会副議長が会期を招集する。議長及び副議長がいない場合、直接上級の人民評議会常務会が会期を招集する者を指名する。省級人民評議会の場合、国会常務委員会が会期を招集する者を指名する。

2. 任期中の会期について、通常会期の場合は会期開会日20日前までに、臨時会期の場合は会期開会日の7日前までに、人民評議会常務会は会期の招集を決定する。人民評議会常務会がない場合、直接上級の人民評議会常務会が招集・主宰する者を指名する。省級人民評議会の場合、国会常務委員会が招集・主宰する者を指名する。

3. 人民評議会の会期次第案は、会期招集決定書と共に人民評議会議員に送付される。

通常会期の場合は会期開会日10日前までに、臨時会期の場合は会期開会日の3日前までに、人民評議会の会期招集決定及び次第案は、当該地方の報道機関を通じて周知されなければならない。

第81条 人民評議会会期に招聘される者

1. 人民評議会会期には、直接上級の人民評議会常務会・人民委員会の代表、当該地方に選出される国会議員・上級人民評議会議員が招聘される。省級人民評議会会期には、国会常務委員会・政府の代表が招聘される。

2. 人民評議会議員ではない同級の人民委員会の構成員・人民裁判所長官・人民検察院院長は人民評議会会期に招聘され、自己の管轄の分野に関する事項について討議する人民評議会の全体会議に参加する責任を負う。人民評議会会期に招聘される者は、会期主宰者の許可があるとき、自己の管轄の分野に関する事項について発言することができる。人民評議会若しくは会期主宰者に求められるとき、自己の管轄の分野に関する事項について発言する責任を負う。

3. 関連する事項について討議するとき、国家機関、政治組織、ベトナム祖国戦線委員会、各政治社会組織は人民評議会の公開会合に招聘される。

4. 人民武装勢力、社会組織若しくは経済組織の代表、外国からの賓客、報道機関及び住民は人民評議会の公開会合に出席することができる。

第82条 人民評議会会期主宰者の責任

人民評議会議長は会期の開会・閉会を行い、会議を主宰し、会期次第及び人民評議会会期に関する規定に沿った実施を保障する。副議長は、議長の指示に従って、会議の運営について議長を補佐する。

毎期の人民評議会の第1会期において、本法第80条1項が定めるところにより人民評議会会期を招集する者は、人民評議会が新規人民評議会議長を選出するまで会期を開会し、各会合を主宰する。

第83条 人民評議会及び人民委員会の各職名の選出

1. 毎期の人民評議会の第1会期において、人民評議会は、会期主宰者の推薦に基づき人民評議会議員のうちから人民評議会議長を選出する。

任期中、人民評議会は、人民評議会常務会の推薦に基づき人民評議会議員の中から人民評議会議長を選出する。人民評議会常務会がない場合、人民評議会は、本法第80条2項が定めるところにより指名される会期主催者の推薦に基づき、人民評議会議員の中から人民評議会議長を選出する。

2. 人民評議会は、人民評議会議長の推薦に基づき、人民評議会議員のうちから人民評議会副議長、各部の長・次長を選出する。省級人民評議会は、当該人民評議会議長の推薦に基づき人民評議会議員のうちから省級人民評議会事務所長を選出する。

3. 人民評議会は、人民評議会議長の推薦に基づき人民委員会委員長を選出する。人民評議会第1会期において選出される人民委員会委員長は人民評議会議員でなければならない。任期中に選出される人民委員会委員長は必ずしも人民評議会議員である必要はない。

4. 人民評議会は、人民委員会委員長の推薦に基づき人民委員会副委員長、人民委員会委員を選出する。人民委員会副委員長、人民委員会委員は必ずしも人民評議会議員である必要はない。

5. 人民評議会議長、人民委員会委員長は同じ行政単位において連続二期以上務めてはならない。

6. 省級人民評議会議長・副議長の選出結果は、国会常務委員会に承認されなければならない。県級人民評議会議長・副議長の選出結果は、省級人民評議会常務会に承認されなければならない。村級人民評議会議長・副議長の選出結果は、県級人民評議会常務会に承認されなければならない。

7. 省級人民委員会委員長・副委員長の選出結果は、政府首相に承認されなければならない。県級人民委員会委員長・副委員長の選出結果は、省級人民委員会委員長に承認されなければならない。村級人民委員会委員長・副委員長の選出結果は、県級人民委員会委員長に承認されなければならない。

8. 人民評議会が本条が定める職名の選出を行うとき、人民評議会議員が立候補する場合、又は所轄機関・個人が推薦するリスト以外の候補者を推薦する場合、人民評議会常務会は検討・決定のため人民評議会に上程する。毎期の人民評議会の第1会期に限り、会期主宰者は検討・決定のため人民評議会に上程する。

9. 本条 1 項、2 項、3 項及び 4 項が定める職名に着任する者は、人民評議会に選出された後、直ちに自己の任務・権限を遂行する。
10. 人民評議会議長・副議長及び人民委員会委員長・副委員長選出が行う日から勤務日 5 日以内に、人民評議会は本条 6 項及び 7 項が定める所轄機関・個人の承認を得るため選出結果を送付しなければならない。選出結果が届いてから勤務日 10 日以内に、当該機関・個人は検討・承認をしなければならない。承認しない場合、人民評議会に対しその旨及び理由を公式文書で回答し、承認されない職名に係る再選出の実施を求める。

第 84 条 人民評議会に選出される職名に対する辞職、免職、罷免

1. 人民評議会に選出される者は、健康上の理由又は他の理由で業務を遂行できないとき、辞職を申請することができる。辞職申請書は、人民評議会の選出のために候補者を推薦する権限を持つ機関・個人に送付される。人民評議会が次の会期において辞職を申請した者を免職するため、推薦の権限を持つ機関・個人は人民評議会に報告する。
2. 人民評議会は、人民評議会常務会の提議に基づき、人民評議会議長・副議長、人民評議会の各部の長・次長を免職・罷免する。
3. 人民評議会は、人民評議会議長の提議に基づき、人民委員会委員長を免職・罷免する。人民評議会は、人民委員会委員長の提議に基づき、人民委員会副委員長、人民委員会委員を免職・罷免する。
4. 人民評議会議長・副議長、人民委員会委員長・副委員長の免職・罷免は本法第 83 条 6 項、7 項及び 10 項の定めるところに従って承認されなければならない。

第 85 条 人民評議会会期における決議案、提案、報告の採決手順

1. 決議案、提案、報告を上程する機関・組織の代表は人民評議会に対し説明を行う。
2. 決議案、提案、報告の審査を分担される人民評議会の部の代表は審査報告書について説明を行う。
3. 人民評議会は討議する。省級・県級人民評議会は、本会議で討議する前に、人民評議会議員組で討議を行うことができる。
4. 全体会議における討議中に、主宰者は意見が分かれている事項を取り上げることができる。人民評議会はそれについて検討・決定する。必要に応じて、人民評議会は、議員が関心を持つ事項について関連機関に対し説明を求める。
5. 人民評議会の決議案、提案、報告の採決方法は、各事項から全体までの流れで採決を行う方法、又は一回で全体について採決を行う方法がある。

第 86 条 人民評議会の決議、提案、報告、議事録の公布

1. 人民評議会の決議には人民評議会議長又は会期主宰者が確認署名をする。

2. 人民評議会会期議事録には人民評議会議長又は会期主宰者が署名する。
3. 会期閉会日から 10 日以内に、人民評議会常務会は決議、提案、報告、会期議事録を直接上級の人民評議会常務会に送付しなければならない。省級の場合、国会常務委員会及び政府に送付しなければならない。
4. 実施を行うために、人民評議会の決議は関連機関・組織に送付されなければならない。人民評議会の決議は、法律の定めるところにより、地方官報に掲載され、地方の報道機関を通じて周知され、公示・保存される。

第 87 条 人民評議会の監察活動

1. 人民評議会は、人民評議会会期において自己の監察権を行使する以外に、人民評議会常務会、人民評議会の各部、人民評議会議員グループ及び人民評議会議員が行う監察活動を通じて監察権を行使する。
2. 人民評議会の各部、人民評議会議員グループ、人民評議会議員、ベトナム祖国戦線委員会の建議、又は地方の有権者の意見・陳情を基礎とした人民評議会常務会の提議に基づき、人民評議会は監察の内容を決定する。
3. 人民評議会は、以下の活動を通じて監察権を行使する。
 - a) 同級の人民評議会常務会、人民委員会、人民裁判所、人民検察院の活動報告を審査する。
 - b) 憲法・上級国家機関の法令・同級人民評議会決議の施行状況に関する同級人民委員会の報告書を審査する。
 - c) 同級人民委員会が公布した、憲法・上級国家機関の法令・同級人民評議会決議に反する要素のある文書を審査する。
 - d) 同級の人民委員会委員長・副委員長・委員、人民裁判所長官、人民検察院院長の質疑に対する回答を審査する。
 - dd) 必要に応じて一定の事項を監察するために監察団を設立し、当該監察団の監察活動の結果報告を審査する。
4. 監察活動の結果に基づき、人民評議会は以下の権利を持つ。
 - a) 憲法・法律・人民評議会決議を執行するために、同級人民委員会及び当該人民委員会委員長に対し文書を公布することを要求する。
 - b) 同級人民委員会及び当該人民委員会委員長が公布した、憲法・上級国家機関の法令・同級人民評議会決議に反する文書の全部又は一部を廃止する。
 - c) 必要に応じ、質疑回答及び回答者の責任について決議を発出する。
 - d) 人民評議会議長・副議長、人民評議会各部の長・次長、人民委員会委員長・副委員長・委員を免職・罷免する。

第 88 条 信任度投票

1. 人民評議会は以下の職位に在する者を対象として信任度投票を実施する。
 - a) 人民評議会議長、副議長、各部の長。省級人民評議会の場合は、人民評議会事務所長も対象となる。
 - b) 人民委員会委員長、副委員長、委員
2. 人民評議会が行う信任度投票の期間、時間、方法は国会により決定される。

第 89 条 信任投票

1. 人民評議会は人民評議会が選出する職位に在する者に対し信任投票を行う。
2. 以下の場合において、人民評議会常務会は人民評議会に報告する。人民評議会が信任投票を行う。
 - a) 人民評議会議員の三分の一以上から申立がある場合
 - b) 同級ベトナム祖国戦線委員会から申立がある場合
 - c) 信任投票を実施された者が、結果の三分の二以上が低信任となった場合
3. 信任投票を実施された者が人民評議会議員の過半によって不信任と評価された場合、その者は辞職を申請することができる。辞職しない場合、当該職位を人民評議会に推薦する権限を持つ期間又は個人は人民評議会に報告する。人民評議会が、人民評議会に信任されない者の免職を検討・決定する。

第 90 条 地方の有権者の意見・陳情の取りまとめ報告書の審査

1. 人民評議会は地方の有権者の意見・陳情の取りまとめ報告書を審査する。
2. 関連する国家機関又は他の組織・部署は、意見・陳情を調査・処理・回答し、その結果を人民評議会に報告する責任を負う。
3. 每期人民評議会の第 1 会期において、同級ベトナム祖国戦線委員会は、人民評議会議員の選挙の間に挙げられる地方の有権者の意見・陳情の取りまとめ報告書を人民評議会に上程する。第 2 会期から、人民評議会常務会は同級ベトナム祖国戦線委員会と協力して、地方の有権者の意見・陳情の取りまとめ報告書を人民評議会に上程する。人民評議会常務会は、前会期中に人民評議会に上程された有権者の陳情の処理業務に対する監察活動の結果について報告する。必要に応じ、人民評議会は有権者の意見・申立の処理について検討・決議する。

第 91 条 全体会議における表決

1. 人民評議会は、表決の方法により全体会議において各事項を決定する。人民評議会議員は、賛成、反対又は棄権いずれかを投じる権利を有する。人民評議会議員は他の議員の代わりに表決してはならない。
2. 人民評議会は、以下の表決方法からいずれかを採用することを決定する。
 - a) 公開表決

b) 秘密投票

3. 人民評議会議員の過半が賛成するとき、人民評議会の決議が可決される。ただし、人民評議会議員の罷免に関する決議は、賛成率が人民評議会議員総人数の三分の二以上でなければ可決されない。

第 92 条 人民評議会会期に使用される資料

1. 人民評議会議長は人民評議会会期に使用される資料を決定する。
2. 人民評議会会期開会日の 5 日前までに、当該会期の資料は議員に送付されなければならない。ただし、法律に別途の規定がある場合はこの限りでない。
3. 人民評議会議員は会期中に資料の資料・保管に関する規定を実施する責任を負う。秘密資料又は人民評議会の非公開会合の内容を口外してはならない。
4. 人民評議会会期の決議、文書、その他の資料は、保存に関する法律の定めるところにより保存される。

第 93 条 人民評議会会期に出席する責任

1. 人民評議会議員は人民評議会のあらゆる会期・会合に出席し、人民評議会の所轄範囲に属する事項に関する討議・表決に参加する責任を負う。
2. 人民評議会議員が会期・会合に出席しないとき、理由がある場合は事前に人民評議会議長に報告しなければならない。議員が理由なしで 1 年間に亘り会期に出席しないとき、人民評議会常務会は人民評議会に報告しなければならない。人民評議会は当該議員を罷免する。

第 94 条 人民評議会議員による有権者との対話の責任

1. 人民評議会議員は、自己を選出した選挙区の有権者と密接な関係を構築し、有権者による監察を受ける。有権者の意見、願望、提案をくみ取り、それを忠実に反映する責任を負う。有権者の合法的な権利・利益を保護する。有権者との対話制度を実施し、最低限で年に 1 回、有権者に対し、自ら及び所属する人民評議会の活動について報告し、有権者からの意見・申立に回答する。
2. 人民評議会議員は、人民評議会会期終了後、有権者に対し会期の結果について報告し、人民評議会決議を説明し、当該決議の実施について国民を納得させ、国民と共に当該決議を実施する。

第 95 条 人民評議会議員の国民との面会、国民の陳情・不服申立・告発を受領・処理する責任

1. 人民評議会議員は、法律が定めるところにより国民との面会責任を負う。
2. 人民評議会議員は、国民の陳情・不服申立・告発を受領したとき、調査を行い、直ちに処理権限を有する者に転送し、その旨を陳情・不服申立・告発をした国民に報告する責任を負う。

処理過程を監察・監督する。処理権限を有する者は、法律が定める期間内に、当該陳情・不服申立・告発の処理結果について当該議員に報告しなければならない。

3. 人民評議会議員は、陳情・不服申立・告発の処理が法律に違反すると判断するとき、調査・再検討要請のため、関連機関・組織・部署の長と面会をする権利を有する。必要に応じ、当該機関・組織・部署の直接上級の機関・組織・部署に対し対応を求める。

第96条 人民評議会議員の質疑権

1. 人民評議会議員は、同級の人民委員会委員長・副委員長・委員、人民裁判所長官、人民検察院院長に対し質疑する権利を有する。質疑を受ける者は、人民評議会議員の質疑事項を回答しなければならない。

2. 人民評議会会期中に、人民評議会議員は質疑事項を同級人民評議会常務会に送付する。質疑を受ける者は、その会期において人民評議会に対し質疑事項を回答しなければならない。さらに調査・解明する必要がある場合、人民評議会は、次の会期に延期させ、又は質疑した議員及人民評議会常務会に回答を文書で送付させることができる。

3. 人民評議会会期閉会中に、人民評議会議員の質疑内容は同級人民評議会常務会に送付される。常務会は当該質疑事項を質疑を受ける者に転送し、回答の期限を設定する。

第97条 人民評議会議員の建議申立権

1. 人民評議会議員は、人民評議会に選出される者に対する信任投票実施、人民評議会の臨時会合・非公開会合の開催、又はその他の必要と判断する事項について、建議申し立てる権利を有する。

2. 人民評議会議員の建議申立は、建議申立事由及び内容が明記される文書により、人民評議会常務会に送付される。

人民評議会常務会は、人民評議会議員の建議申立を整理し、所轄範囲内の事項を処理し、本条3項が定める場合又は人民評議会常務会が必要と判断する場合に、人民評議会に報告する責任を負う。

3. 人民評議会議員の三分の一以上が、人民評議会に選出される者に対する信任投票実施、人民評議会の臨時会合・非公開会合の開催を建議申し立てる場合、人民評議会常務会は人民評議会に報告する。人民評議会は検討・決定する。

4. 前項が必要とする人民評議会議員の建議申立の数は、当該会期の開会日から次の会期の開会日前日までにわたって人民評議会常務会が受ける総数である。ただし、人民評議会議員が人民評議会に非公開会議の開催を建議申し立てる場合、当該会期の開会日から、申立内容に係る人民評議会の会議の開催日前日までにわたって人民評議会常務会が受ける総数である。

5. 人民評議会議員は、憲法・法律を実現させ、国家の権利・利益、人権、国民の法定権利・利益を保護するため、機関・組織・個人に対して、必要な対応措置の実施を建議申し立てる権利を有する。

第98条 法律違反行為を発見した場合の人民評議会議員の権利

1. 人民評議会議員は、国家の利益、組織・個人の法定権利・利益を損なう法律違反行為を発見したとき、関連機関・組織に対し、直ちに当該行為を停止させるための必要な対応措置を講じるよう求める権利を有する。
2. 当該機関・組織は、前項が定める国会議員の提起を受けた日から15日以内に対応し、国会議員に文書により通知しなければならない。15日以内に当該機関・組織から回答がない場合、人民評議会議員は、上級の組織・機関の長に対し対応を求める権利を有する。

第99条 情報提供要求に関する人民評議会議員の権利

1. 人民評議会議員は、議員の任務・権限を遂行する際に、各機関・組織・個人に対し、当該機関・組織・個人の任務に関する情報・資料の提供を求める権利を有する。
2. 当該機関・組織の長又は個人は、法律が定めるところにより、人民評議会議員が求める事項について対応する責任を負う。

第100条 人民評議会議員としての免除権

1. 人民評議会の同意がない限り、人民評議会議員に対する逮捕、勾留、留置、立件又は議員の住居及び職場の家宅捜索をしてはならない。閉会中は人民評議会常務会の同意が必要とする。
2. 人民評議会が現行犯により仮留置された場合、仮留置した機関は、人民評議会又は人民評議会常務会の検討・決定のため、直ちに報告書を作成しなければならない。

第101条 退任、活動の一時停止又は人民評議会議員資格喪失

1. 人民評議会議員は、任期中に議員として活動している行政単位以外に居住・勤務しなくなる場合、議員として退任を申請しなければならない。人民評議会議員は、健康上の理由又は他の理由により議員として退任を申請することができる。

同級人民評議会は、人民評議会議員の退任申請に対する承認を検討・決定する。

2. 人民評議会議員が被疑者立件された場合、人民評議会常務会は当該議員の任務・権限の遂行の一時停止を決定する。

当該議員は、所轄機関が当該議員に対して捜査を停止し、事件を停止したとき又は当該議員の無罪若しくは刑事責任免除を言い渡した裁判所の判決・決定が確定した日から、議員は任務・権限の遂行に復帰し、法定利益を回復される。

3. 裁判所の有罪判決・決定を受けた人民評議会議員は、当該判決・決定が確定した日から当然に人民評議会議員資格を喪失する。
4. 退任した人民評議会議員又は議員資格を喪失した人民評議会議員は、当然に人民評議会常務会又は人民評議会の各部において在職していた職位を退職する。

第 102 条 人民評議会の罷免

1. 人民評議会議員は、人民評議会議員の基準を満たさなくなった場合、又は国民の信頼に欠けなくなった場合、人民評議会又は有権者により罷免される。
2. 人民評議会常務会は、議員の罷免を人民評議会に上程し、人民評議会に委ねることを決定する。又は、同級ベトナム祖国戦線委員会の提議に基づき当該罷免を有権者に委ねる。
3. 人民評議会が人民評議会議員を罷免する場合、当該罷免について人民評議会議員総数の三分の二以上から賛成の表決を得なければならない。
4. 有権者が人民評議会議員を罷免する場合、当該罷免は国会常務委員会が定める手順に従って行われる。

第 103 条 人民評議会議員の活動の保障条件

1. 専任議員は、人民評議会議員としての活動を支援するために、オフィススペースを提供され、賃金や手当等を支給される。
2. 非専任議員は、最低限で年間の勤務時間の三分の一を人民評議会議員としての任務・権限の遂行に利用しなければならない。人民評議会議員の任務に利用する年内の勤務時間は、議員の所属機関・組織の勤務時間として計算され、当該機関・組織から賃金や手当等の支払いをされる。議員の所属機関・組織の長は、業務内容を調整し、議員が人民評議会議員としての任務・権限を遂行するよう条件を確保する責任を負う。
3. 各級の人民委員会、各機関・組織・部署・個人は、自己の所轄範囲内において、人民評議会議員の活動に資する有利な条件を設ける責任を負う。
4. ベトナム祖国戦線委員会及び戦線の構成団体は、有権者と対話を行い、人民評議会に対する有権者の意見、願望、陳情を収集する人民評議会議員の業務の遂行に資する有利な条件を設ける。
5. 人民評議会議員は毎月の活動費を支給され、他の議員としての任務の遂行に必要となる条件を支援される。
6. 人民評議会議員の活動を保障する待遇制度及び各条件に関する具体的規定を国会常務委員会に上程する。

第 104 条 人民評議会常務会の任務及び権限

1. 人民評議会会期を招集する。人民評議会会期の準備に当たって人民委員会と連携する。

2. 人民評議会の決議の執行について、人民委員会及び他の地方における国家機関を監督し検査する。
3. 地方における憲法・法律の遵守を監察する。
4. 人民評議会各部の活動を指導・調整する。必要に応じて人民評議会各部の監察結果を審査し、次の会期において人民評議会に報告する。人民評議会議員との関係を構築する。人民評議会議員の質疑内容を取りまとめ、人民評議会に報告する。人民評議会常務会の会合において、各機関・組織・個人からの求めに応じ、人民評議会常務会の任務と権限に関連する各事項を説明をする。
5. 法律の定めにより、人民評議会議員による国民との面会の条件を設ける。国民の陳情・不服申立・告訴の処理状況を監督・検査・検討する。国民の意見・願望を取りまとめ、人民評議会会期において報告する。
6. 人民評議会各部の長による提議に基づき、人民評議会議員のうちから指名される各部の構成員名簿又は各部の構成員の退任を承認する。
7. 本法第 88 条及び第 89 条の定めに従って、人民評議会が選出する者に対する信任投票実施のため、上程する。
8. 人民評議会議員の罷免を人民評議会に上程するか、有権者の決裁に委ねるかを決定する。
9. 直接上級の人民評議会・人民委員会に同級人民評議会の活動について報告する。省級人民評議会常務会は、同級人民評議会の活動について国会常務委員会及び政府に報告する。
10. 同級ベトナム祖国戦線常務会との関係を維持し、業務連携を行う。年 2 回、同級ベトナム祖国戦線委員会に人民評議会の活動について報告する。

第 105 条 人民評議会常務会の構成員の任務及び権限

1. 人民評議会議長は、同級人民評議会常務会の運営を指導し、当該常務会を代わって、人民委員会、各国家機関、ベトナム祖国戦線委員会常務会、同級祖国戦線の構成組織、他の社会組織及び国民との関係を維持する。
2. 人民評議会副議長は、議長の分担に従って、任務・権限の遂行について議長を補佐する。
3. 人民評議会常務会の構成員は、人民評議会常務会の任務・権限の遂行について団体責任を負う。人民評議会常務会により分担される任務・権限の遂行については、人民評議会常務会に対し、個人として責任を負う。人民評議会常務会の会合に出席し、人民評議会常務会の所轄範囲内に属する事項を討議・決定する。

第 106 条 人民評議会常務会の会合

1. 人民評議会常務会の会合は人民評議会常務会の主要な活動形式である。会合において、人民評議会常務会は、法律の定めるところにより、自己の所轄範囲内に属する事項を討議・決定する。

2. 人民評議会常務会は月に1回定期会合を行う。必要に応じて、人民評議会常務会は、人民評議会議長の提議に基づいて臨時会合を行うことができる。人民評議会常務会の会合には、常務会構成員の三分の二以上が参加しなければならない。
3. 人民評議会議長は、人民評議会常務会会合の時間、次第を決定し、準備を指導し、会合を主宰する。人民評議会議長が不在の場合、議長に委任される人民評議会副議長が会合を主宰する。
4. 人民評議会常務会構成員は、全ての会合に参加する責任を負う。特段の理由により参加できない場合、人民評議会議長に報告しなければならない。議長が検討・決定する。
5. 同級の人民委員会、ベトナム祖国戦線委員会の代表は人民評議会常務会の会合への参加を招かれる。国会議員団の団長及び副団長は、省級人民評議会常務会の会合への参加を招かれる。
6. 関連する事項について討議するとき、同級の人民裁判所、人民検察院の代表、同級人民委員会に属する専門機関の長、同級の政治社会組織、関連する機関・組織の代表は、人民評議会常務会の会合への参加を招かれることがある。
7. 人民委員会、人民裁判所、人民検察院、人民評議会の各部、人民委員会に属する専門機関の長、関連する機関・組織は、人民評議会常務会の分担又は法律の定める任務・権限に基づき、会合の内容である草案、提案、報告を用意する責任を負う。

第107条 人民評議会常務会の国民との面会

1. 人民評議会常務会は、当該人民評議会の議員が国民との面会業務を遂行するように調整する責任を負う。法律の定めに従いながら、地方の事情に適合する国民との面会に係る規定・手続きを定める。人民評議会議員による国民との面会日程を調整する。国民との面会業務を知識、能力を持つ、法律に詳しい公務員に分担する。人民評議会議員が自己の立候補地において国民との面会業務を遂行するように調整する。
2. 人民評議会議長は国民との面会日程を設けなければならない。業務から生じる必要に応じて人民評議会議長は月内の国民との面会回数を調整する。人民評議会議長は、国民との面会業務を人民評議会副議長又は人民評議会常務会の委員に委任することができる。ただし、人民評議会議長は、毎四半期、国民と1日以上 の面会時間を設けなければならない。

第108条 人民評議会の各部の担当分野

1. 省級・県級・村級人民評議会法務部は、地方における憲法・法律の施行、国防・安寧、治安、安全、社会秩序、地方政権の構築、及び行政境界の管理の分野について責任を負う。
2. 省級人民評議会文化社会部は、地方における教育、医療、文化、社会、情報、体育、スポーツ、及び宗教政策の分野について責任を負う。
3. 省人民評議会経済予算部は、当該省における経済、予算、都市、交通、建設、科学、技術、資源・環境の分野について責任を負う。

4. 中央直轄市の人民評議会経済予算部は、当該中央直轄市における経済、予算、科学、技術の分野について責任を負う。
5. 中央直轄市の人民評議会都市部は、当該中央直轄市における都市開発、技術・社会インフラの整備、交通、建設、環境、公共サービス提供の分野について責任を負う。
6. 県級・村級の人民評議会経済社会部は、地方における経済、予算、都市、交通、建設、教育、医療、文化、社会、情報、教育、スポーツ、科学技術、資源・環境、宗教政策の分野について責任を負う。
7. 省級・県級の人民評議会民族部は、地方における民族に関する分野について責任を負う。
8. 省級・県級の人民評議会は民族部を設置しない場合、省級人民評議会文化社会部、県級人民評議会経済社会部が地方における民族に関する分野について責任を負う。

第 109 条 人民評議会の各部の任務及び権限

1. 人民評議会会期の担当分野に関する内容の準備に参加する。
2. 人民評議会又は人民評議会常務会の分担に従って、担当分野に関する決議案、報告、提案書を審査する。
3. 同級の人民裁判所、人民検察院の活動監察について人民評議会を補佐する。担当分野における同級の人民委員会及び人民委員会に属する各専門機関の活動を監察する。担当分野に属する法令を監察する。
4. 人民評議会又は人民評議会常務会の分担に従って、担当分野に関する法律規定施行状況の調査を行う。
5. 人民評議会、人民評議会常務会に監察活動の結果を報告する。
6. 人民評議会の各部は人民評議会に対して責任を負い、業務を報告する。人民評議会閉会中に、人民評議会常務会に業務を報告する。

第 110 条 人民評議会の各部の業務連携関係

1. 人民評議会の各部は、関連する事項について協力して業務を行い、業務活動に関する経験交流を行う。
2. 国会の民族評議会及び他の委員会、国会常務委員の各委員会が地方に出張するとき、省級人民評議会の各部は、当該機関と協力する責任を負う。
3. 国会の民族評議会及び他の委員会、国会常務委員の各委員会は、自己の担当分野に係る経験について、同じ分野を担当する省級人民評議会の部と意見交換を行う。
4. 人民評議会の各部は、人民評議会常務会の要求に応じて、構成員を派遣し人民評議会常務会の活動に参加させる。
5. 同級の人民委員会、人民委員会に属する専門機関、人民裁判所、人民検察院、地方における関連する機関・組織は、人民評議会の各部が求める事項について情報、資料を提供する責任

を負う。

第111条 人民評議会の各部による決議案、報告、提案の審査

1. 人民評議会の各部は、審査の準備に当たり構成員を派遣し、決議案・報告書・提案書の調査に参加させ、関連する機関に対し当該部の審査中の事項について資料提供・説明を求め、当該事項に詳しい者の意見を聴取するために会議を行い、決議案・報告書・提案書に関する内容について地方の実情を調査する。
2. 決議案・報告書・提案書の審査は、以下の手順で行われる。
 - a) 決議案・報告書・提案書の上程機関・組織の代表が説明する。
 - b) 関連する機関・組織が意見を発表する。
 - c) 部の構成員が討議する。
 - d) 必要に応じて、決議案・報告書・提案書の上程機関・組織の代表が意見を発表する。
 - dd) 主宰者が結論を出す。
3. 審査報告書は、決議案・報告書・提案書の党の方針、政策、国家の法律との整合性、地方の経済社会発展条件・状況との適合性を評価し、まだ意見が分かれている内容について意見を明確に述べ、対応・対策を提案するものでなければならない。

第112条 省級・県級人民評議会議員グループの任務及び権限

1. 人民評議会議員グループは、地域における憲法・法律・上級国家機関の文書・同級人民評議会の決議の遵守又は人民評議会若しくは人民評議会常務会により分担される事項について監察する。
2. 人民評議会議員グループは、同級人民評議会会期に資料の調査を行い意見提出を準備し、人民評議会議員が会期前に有権者の意見・陳情をくみ取るための有権者との対話業務及び会期後に有権者に対する会期結果報告業務を遂行するように調整する責任を負う。

第2節

人民委員会の運営

第113条 人民委員会会議

1. 人民委員会は定期的に月に1回に会議を行う。
2. 人民委員会は、以下の場合に臨時会議を行う。
 - a) 人民委員会委員長が開催を決定した場合。
 - b) 直接上級の人民委員会委員長から開催の要求がある場合。ただし、省級人民委員会会議の場合、政府首相の要求に基づくとする。
 - c) 人民委員会構成員の三分の一以上から開催の要求のある場合。

第 114 条 人民委員会会議の召集

1. 人民委員会委員長は会議の具体的な開催日、次第及び内容を決定する。
2. 人民委員会の構成員は人民評議会会議の全部に出席する責任を負う。欠席するとき、人民委員会委員長に報告し、許可を得なければならない。
3. 人民委員会会議の実施は、人民委員会構成員の三分の二以上が出席するときに限る。
4. 定期会議の場合は開会日の 3 日前までに、臨時会議の場合は開会日の 1 日前までに、会議の次第、時間割及び上程される資料が人民委員会構成員に送付されなければならない。

第 115 条 人民委員会会議主宰者の責任

1. 人民委員会委員長は会議を主宰し、会議次第及び人民委員会会議に関する規定に沿った実施を保障する。人民委員会委員長が不在の場合、委員長により分担される副委員長が会議を主宰する。
2. 人民委員会委員長又は委員長により分担される副委員長は、人民委員会会議に上程される各事項の討議を主宰する。

第 116 条 人民委員会会議に招聘される訪客

1. 同級人民委員会の会議には人民評議会常務会の代表が招聘される。省級人民委員会の会議には国会議員団の団長・副団長が招聘される。県級人民委員会に会議には、省級人民評議会議員組長が招聘される。
2. 関連する事項について討議するとき、ベトナム祖国戦線委員会委員長、地方における政治社会組織の長、人民評議会の各部の長は同級人民委員会会議に招聘される。関連する事項について討議するとき、省級・県級の人民裁判所長官・人民検察院院長は同級人民委員会会議に招聘される。
3. 人民評議会議長、下級国家行政機関の長、他の代表者は関連する事項について討議するとき、人民委員会会議に招聘される。

第 117 条 人民委員会会議における表決

1. 人民委員会は、表決の方法により会議において各事項を決定する。人民委員会構成員は、賛成、反対又は棄権いずれかを投じる権利を有する。
2. 人民委員会は、以下の表決方法からいずれかを採用することを決定する。
 - a) 公開表決
 - b) 秘密投票
3. 人民委員会の決定は、人民委員会構成員の過半から賛成されなければならない。賛成票数と反対票数が同じである場合、人民委員会委員長の当該表決において示した意見に従うとする。

第118条 意見記載票の方法による表決

1. 迅速に決定される必要がある事項又は人民委員会会議において討議・表決の対象とする必要がない事項について、人民委員会委員長は、構成員による表決を意見記載票の方法で行うことに決定する。意見記載票の方法による表決は、前条3項が定めるところにより実施される。
2. 人民委員会委員長は、次の人民委員会会議において意見記載票の方法で実施された表決の結果を発表しなければならない。

第119条 人民委員会会議の議事録

人民委員会会議の議事録を取らなければならない。議事録には、発言の内容、会議の経緯及び主宰者の総括又は表決の結果を明記しなければならない。

第120条 人民委員会会議の結果の通知

1. 人民委員会会議の結果は、迅速に以下の機関、組織、部署、個人に通知されなければならない。
 - a) 同級の人民委員会、党機関の常務会、人民評議会常務会、ベトナム祖国戦線委員会常務会、政治社会組織の長。
 - b) 直接上級・直接下級の人民委員会委員長。ただし、省級人民委員会の場合は、政府首相に報告する。
 - c) 関連する機関、組織、部署。
2. 人民委員会会議の内容が社会・経済発展計画、土地利用プラン、土地収用に対する賠償、土地明渡し又は地方住民の権利・義務に係る事項に関連するとき、人民委員会は、会議終了後、直ちに当該会議の結果を報道機関に通知する責任を負う。

第121条 人民委員会委員長の担当業務の範囲及びそれに係る責任

1. 本法が定める任務・権限の遂行について委員長として個人責任を負う。人民委員会の活動について、他の構成員と連携し、組織として同級人民評議会・上級国家行政機関、地方の住民及び法律に対し責任を負う。
2. 複数の分野に関連する地方の事項を自身で対応を指導し、又はその調整を副委員長に分担する。必要に応じて、人民委員会委員長は、アドバイザーグループを設置することができる。アドバイザーグループは、業務処理について委員長を参謀・補佐する。
3. 人民委員会委員長不在の場合に委員長の代行として人民委員会の業務を指導する者として、副委員長のうち1名に委任する。
4. 人民委員会の代表として人民委員会の決定に署名する。決定、指示を制定し、地方において当該文書の実施に対し指導・検査をする。

第 122 条 人民委員会副委員長の担当業務の範囲及びそれに係る責任

1. 人民委員会委員長の分担に従って任務を遂行し、分担された任務の遂行について委員長に対し責任を負う。人民委員会の活動について、他の人民委員会構成員と連帯し、組織として責任を負う。
2. 人民委員会会議の全てに出席する。人民委員会の任務・権限の範囲に属する事項について討議・表決する。
3. 人民委員会委員長に委任される場合、人民委員会委員長の決定又は指示に署名する。

第 123 条 人民委員会委員の担当業務の範囲及びそれに係る責任

1. 人民委員会委員長に具体的担当業務を分担され、分担された任務の遂行について人民委員会及び委員長に対し責任を負う。人民委員会の活動について、他の人民委員会構成員と連帯し、組織として責任を負う。要求に応じて、人民評議会に対し業務を報告する。
人民委員会に属する専門機関の長である人民委員会構成員は、各分野を担当する上級国家管理機関に対し責任を負い、業務を報告する。
2. 人民委員会会議の全てに出席する。人民委員会の任務・権限の範囲に属する事項について討議・表決する。

第 124 条 人民委員会委員長、副委員長の配置転換及び降格

1. 政府首相は、省級人民委員会委員長・副委員長の配置転換を決定する。省級・県級人民委員会委員長は、直接下級の人民委員会委員長・副委員長の配置転換を決定する。
2. 政府首相は、省級人民委員会委員長・副委員長の降格を決定する。省級・県級人民委員会委員長は、直接下級の人民委員会委員長・副委員長が法律違反行為を行った場合又は担当の職務・任務を正しく遂行しない場合に、当該委員長・副委員長の降格を決定する。
3. 配置転換又は降格を決定された者は、配置転換又は降格に係る決定が有効となった日から、人民委員会委員長又は副委員長の任務の遂行を終える。
4. 人民委員会委員長の配置転換又は降格を決定した者は、人民委員会委員長の権限を移譲し、委員長・副委員長の配置転換又は降格について人民評議会に通知する。人民委員会委員長権限の移譲に基づき、人民評議会は次の会期において人民委員会委員長・副委員長を再選出する。

第 125 条 村級人民委員会と住民との間の対話セッション・会議

最低限で月に 1 回、村級人民委員会は、当該人民委員会の運営状況及び地方の住民の権利・義務に関する事項を内容とする住民との間の対話セッション・会議を行う責任を負う。規模が大きい村級行政単位の場合は、複数の集落又は町内会の単位において対話セッションを行うことができる。

人民委員会は、開催日の7日前までに、開催時間・場所・内容について報道機関を通じて周知させ、集落・町内会の長に通知しなければならない。

第3節

地方政権の勤務施設、運営経費及び補佐機関

第126条 地方政権の勤務施設及び運営経費

1. 地方政権の勤務施設は、人民評議会及び人民委員会のために提供され、地方政権の各機関の内部運営業務及び住民奉仕のための業務から生じる、必要に応じた環境を備える。
2. 地方政権の運営経費は国家予算に保障される。地方政権の運営経費に係る管理及び使用は、節約的かつ効率的に行われ、法令の定めるところにより会計検査を受けなければならない。

第127条 地方政権の補佐機関

1. 省級の人民評議会事務所は、省級人民評議会・人民評議会常務会・人民評議会の各部・人民評議会議員を参謀・補助・補佐を業務とする機関である。
2. 省級の人民委員会事務所は、省級人民委員会を参謀・補助・補佐を業務とする機関である。
3. 県級の人民評議会及び人民委員会事務所は、県級人民評議会・人民委員会を参謀・補助・補佐を業務とする機関である。
4. 政府は、省級の人民評議会事務所・人民委員会事務所、県級の人民評議会及び人民委員会事務所の任務、権限、組織、定員、及び村級の人民評議会・人民委員会のための参謀・補助・補佐業務の実施について具体的に規定する。

第七章

行政単位の設立、解体、合併、分割及び境界調整

第1節

行政単位の設立、解体、合併、分割及び境界調整 に関する原則、手続き、手順

第128条 行政単位の設立、解体、合併、分割及び境界調整の原則

1. 行政単位は、既存の行政単位を基礎として安定的に配置されるものとする。同級行政単位の合併を奨励する。
2. 行政単位の設立、合併、分割及び境界調整は必要がある場合に限り実施されるものとし、以下の条件を確保しなければならない。
 - a) 所轄機関の承認を得た社会・経済発展総合プラン、行政単位総合プラン、都市開発プラン・プログラムの方針及び関連事業・分野のプランに適合する。

- b) 国家全体の利益及び各級地方政権による国家管理の効力・効率を保障する。国及び各地方の社会・経済発展を促進するため、潜在的な能力・利点を発揮させる。
 - c) 国防・安寧、社会の秩序及び安全に関する要求を確保する。
 - d) 民族団結を保障し、地方の歴史・習慣・文化に適合する。住民の生活に利便性を与える。
 - dd) 行政単位の設立、合併、分割及び境界調整は、本法第2条1項・2項及び3項が定める行政単位の基準に基づき行われ、農村・都市・島嶼の特徴に適合するものでなければならない。
3. 行政単位の解体は以下の場合のみに限り行われるものとする。
- a) 地方又は国の社会・経済発展、国防・安寧の保障の必要性がある場合
 - b) 地理地形上の要因により当該行政単位の存在が影響を受けた場合
4. 政府は国会常務委員会に対し、本条2項の dd 号に定める行政単位の具体的な基準に関する規定を上程する。

第129条 行政単位の設立、解体、合併、分割、境界調整、行政単位の名前の設定、変更、行政単位の境界に関する紛争解決の権限

1. 国会は省級行政単位の設立、解体、合併、分割、境界調整を決定し、省級行政単位の名前を付け、変更し、省級行政単位の境界に関する紛争を解決する。
2. 国会常務委員会は県級・村級の行政単位の設立、解体、合併、分割、境界調整を決定し、県級・村級の行政単位を命名し、変更し、県級・村級の行政単位の境界に関する紛争を解決する。
3. 政府は国会・国会常務委員会に対し、本条1項及び2項に定める行政単位の設立、解体、合併、分割、境界調整、行政単位の名前の設定、変更、行政単位の境界に関する紛争解決を決定するよう上程する。

第130条 行政単位の設立、解体、合併、分割及び境界調整に係る提案書の作成

1. 内務省は、国会に提出するための省級行政単位の設立、解体、合併、分割及び境界調整に関する提案書の作成について政府を補助・参謀する。
2. 省級人民委員会は、所属の県級・村級の行政単位の設立、解体、合併、分割及び境界調整に関する提案書を作成し、政府に報告する。
3. 行政単位の設立、解体、合併、分割、境界調整に関する提案書の作成にかかる経費は、政府の定めるところにより国家予算によって保障されるものとする。

第131条 行政単位の設立、解体、合併、分割、境界調整に関する国民の意見聴取

1. 行政単位の設立、解体、合併、分割、境界調整に関する提案は、当該行政単位の設立、解体、合併、分割、境界調整から直接に影響を受ける村級行政単位における有権者である国民の

意見を聴取されなければならない。有権者の意見聴取は、有権者意見聴取票の配布により実施されるものとする。

2. 政府は行政単位の設立、解体、合併、分割、境界調整に対する有権者の意見聴取を行う責任を負い、かつ以下の業務を遂行する。

- a) 意見聴取時間、意見聴取票の書式及び意見聴取のための資料を決定すること。
- b) 有権者の意見聴取に際し各級人民委員会を指導・ガイドライン・検査し、意見聴取内容に関する情報・宣伝業務を指導すること。
- c) 有権者の意見聴取の実施に必要となる経費及び諸条件を確保すること。

3. 関係する省級人民委員会は以下の業務を遂行する責任を負う。

- a) 省級の地域における有権者の意見聴取を実施すること。
- b) 区域における有権者の意見聴取の実施に必要となる経費を分配し及び諸条件を確保すること。
- c) 有権者の意見聴取に際し下級人民委員会をガイドライン・検査すること。
- d) 省級の地域における有権者の意見聴取の結果をまとめ、かつ報告書を作成すること。

4. 県級人民委員会は以下の業務を遂行する責任を負う。

- a) 有権者意見聴取に際し村級人民委員会をガイドライン・検査すること。
- b) 区域における意見聴取の内容に関する情報・宣伝業務を遂行すること。
- c) 地方の有権者の意見聴取結果をまとめ、かつ報告書を作成すること。

5. 村級人民委員会は以下の業務を遂行する責任を負う。

- a) 意見聴取実施時における区域上の有権者名簿を作成すること。
- b) 区域における居住区の特徴に応じて、村・区・町の有権者の意見聴取票の分配を決定すること。
- c) 集落、町内会毎の有権者の意見聴取を実施すること。
- d) 会議の議事録、有権者意見聴取票をまとめ、地方の有権者意見聴取の結果に関する報告書を作成すること。

6. 有権者の意見聴取結果に関する報告書には、区域における有権者総数、意見聴取に参加した有権者の人数、賛成した有権者の人数、賛成しなかった有権者の人数その他の意見を表さなければならない。県級・村級の区域における有権者の意見聴取結果に関する報告書は、同級人民評議会及び上級人民委員会に送付される。省級の区域における有権者意見聴取結果に関する報告書は、政府及び省級人民評議会に送付される。

第 132 条 人民評議会による行政単位の設立、解体、合併、分割、境界調整に対する提議の採択

1. 行政単位の設立、解体、合弁、分割、境界調整に関し有権者意見聴取を行った後、50パーセントを超える率の区域における有権者が賛成した場合、提案書を作成した機関は当該提案書を完了させ、かつ意見聴取のため関係する行政単位における人民評議会に送付する責任を負う。
2. 地方の有権者の意見、責任のある機関から届けた行政単位の設立、解体、合弁、分割、境界調整提案書の草案に基づき、関係のある村級・県級・省級人民評議会は審議を行い、村級・県級・省級の順番に沿って行政単位の設立、解体、合弁、分割、境界調整の方針に対する賛成又は不賛成について表決する。
3. 行政単位の設立、解体、合弁、分割、境界調整の方針に対する賛成又は不賛成に関する村級人民評議会の決議は県級人民評議会に送付される。県級人民評議会の決議は省級人民評議会に送付される。省級人民評議会の決議は内務省に送付され、内務省によりまとめられ、政府及び決定権限のある機関に報告される。

第 133 条 行政単位の設立、解体、合弁、分割、境界調整に関する提案書の審査

1. 国会法律委員会は省級行政単位の設立、解体、合弁、分割、境界調整に関する提案書を審査し、国会に報告する。また、県級・村級行政単位の設立、解体、合弁、分割、境界調整に関する提案書を審査し、国会常務委員会に報告する。
2. 審査書類には以下のものを含むものとする。
 - a) 行政単位の設立、解体、合弁、分割、境界調整に関する説明書
 - b) 行政単位の設立、解体、合弁、分割、境界調整に関する提案書
 - c) 行政単位の設立、解体、合弁、分割、境界調整による影響評価報告書
 - d) 選挙人、各級人民評議会及び関係機関・組織の意見総合報告書
 - dd) 行政単位の設立、解体、合弁、分割、境界調整に関する決議の草案

第 2 節

行政単位の境界の変更及びその他の特別な場合における

地方政権の設置

第 134 条 各級行政単位の合弁に際する地方政権の設置

1. 複数の行政単位が一つの同級行政単位に合弁する場合、元の行政単位の人民評議会議員は新行政単位の人民評議会を構成し、かつ任期満了まで活動を続けることができる。
2. 本条 1 項に定める新行政単位における人民評議会の第 1 会期は、直接上級人民評議会常務会により新行政単位の人民評議会議員のうち指名された招集員 1 人、省級の場合は国会常務委員会により指名された招集員 1 人により招集され、かつ人民評議会が新行政単位の人民評議会議長を選出するまで主宰されるものとする。
3. 本条 1 項に定める新行政単位の人民評議会は、本法第 83 条の定めるところにより人民評議会・人民委員会の各職名を選出し、及び新期の人民評議会が選出されるまで活動する。

第 135 条 一つの行政単位を複数の同級行政単位に分割する場合の地方政権の設置

1. 一つの行政単位が複数の同級の新行政単位に分割される場合、新行政単位に属する敷地において以前選出された又は業務遂行した人民評議会議員は当該行政単位の人民評議会を構成し、及び任期満了まで活動を続ける。
2. 新行政単位における人民評議会が本法に定める選出可能な議員定員総数の三分の二に相当した又は上回った場合、新人民評議会は本法第 83 条の定めるところにより人民評議会・人民委員会の各職名を選出し、及び新期人民評議会が選出されるまで活動する。
3. 新行政単位における人民評議会議員の人数が本法律が定めた選出可能な議員定員総数の三分の二を下回った、かつ任期の残存期間が 18 か月を超える場合、選挙に関する法律の定めるところにより人民評議会議員の補足選挙を行う。人民評議会議員の補足選挙を行った後の人民評議会は、本法第 83 条の定めるところにより人民評議会・人民委員会の各職名を選出し、及び新期の人民評議会が選出されるまで活動する。
4. 本条 2 項及び 3 項が定める新行政単位における人民評議会の第 1 会期は、直接上級人民評議会常務会により新行政単位の人民評議会議員のうち指名された招集員 1 人、省級の場合は国会常務委員会により指名された招集員 1 人により招集され、かつ人民評議会が新行政単位の人民評議会議長を選出するまで主宰されるものとする。
5. 新行政単位における人民評議会議員の人数が本法が定めた選出可能な議員定員総数の三分の二を下回った、かつ任期の残存期間が 18 か月以下である場合、直接上級人民評議会常務会は、本法第 138 条 3 項に定める任務・権限を遂行するため、分割前の行政単位における人民評議会常務会の提議に基づき人民評議会議長代行を指名し、省級人民評議会の場合は国会常務委員会がそれを指名する。

新期の人民委員会が選出されるまで、本法の定めるところにより人民委員会委員長・人民委員会の任務・権限を遂行するため、直接、人民委員会委員長が人民委員会委員長代行・臨時人民委員会を指名し、省級の行政単位の場合は政府首相が人民委員会委員長代行・臨時人民委員会を指名する。

第 136 条 他の行政単位の境界の一部の調整に基づく一つの行政単位の設立に際する地方政権の設置

1. 複数の他の同級の行政単位の境界及び住民の一部の調整に基づき一つの行政単位を設立する場合、当該敷地における人民評議会議員は新行政単位の人民評議会を構成し、及び任期満了まで活動を続ける。
2. 新たに設立された行政単位における地方政権の組織及び活動は、本法第 135 条の定めるところにより実施される。

3. 新行政単位を設立するために境界の一部を調整された行政単位における人民評議会は活動を続ける。人民評議会議員の補足選挙は、選挙に関する法律の定めるところにより実施されるものとする。

第 137 条 行政単位の境界の調整又は住民集団の移転に際する人民評議会の活動

1. 行政単位の区分及び住民の一部が他の行政単位に調整された場合、当該区分に属する人民評議会議員は相応の級の人民評議会議員となり、かつ任期満了まで新行政単位において活動を続ける。
2. 一つの住民集団が他の場所に移転された場合、当該集団とともに移動した人民評議会議員は相応の級の人民評議会議員となり、かつ任期満了まで新行政単位において活動を続ける。

第 138 条 人民評議会議員定員総数の三分の二を下回った場合の人民評議会の活動

1. 人民評議会議員の人数が本法が定めた選出可能な議員定員総数の三分の二を下回った、かつ任期の残存期間が 18 か月を超える場合、人民評議会議員の補足選挙は選挙に関する法律の定めるところにより実施される。
2. 人民評議会議員の人数が本法が定めた選出可能な議員定員総数の三分の二を下回った、かつ任期の残存期間が 18 か月以下である場合、人民評議会は経済・社会発展計画及び地方予算のみについて審議し、かつ決定する。人民評議会議員は本条 3 項に定める任務・権限を遂行する。人民評議会議長を欠く場合、直接上級人民評議会常務会は人民評議会議長代行を指名する。省級行政単位の場合は国会常務委員会が人民評議会議長代行を指名する。同級人民委員会は本法の定めるところにより任務・権限の遂行を続ける。
3. 本条 2 項に定める場合における人民評議会議長又は人民評議会議長代行は以下の任務・権限を遂行する。
 - a) 人民評議会議員の会議の準備にあたり人民委員会と協同し、経済・社会発展計画及び地方予算に関して審議し、人民評議会の決議を発出するために人民評議会議員の会議を招集し、かつ主宰する。
 - b) 人民評議会議員の質問、有権者の意見・陳情をまとめ、人民評議会議員の会議に報告する。
 - c) 人民評議会議員の活動のため関係を維持・監督し及び条件を整備する。
 - d) 新期の人民評議会の第 1 会期を招集し、かつ人民評議会が人民評議会議長を選出するまで主宰する。
 - dd) 法令の定めるところにより、人民評議会常務会の他の任務・権限を遂行する。

第 139 条 人民評議会の解散

1. 国民の利益に重大な損害を与えた人民評議会は解散される。
2. 人民評議会を解散する権限は以下の通り規定される。

- a) 国会常務委員会は省級人民評議会を解散する。
 - b) 省級人民評議会は県級人民評議会を解散する。
 - c) 県級人民評議会は村級人民評議会を解散する。
3. 村級人民評議会を解散する旨の県級人民評議会の決議は省級人民評議会に承認するよう上程しなければならない。県級人民評議会を解散する旨の省級人民評議会の決議は国会常務委員会に承認するよう上程しなければならない。
4. 解散される省級人民評議会は、省級人民評議会を解散する旨の国会常務委員会の決議の発効日より活動を終了する。
解散される県級・村級人民評議会は、人民評議会を解散する旨の決議が所轄機関により承認される日より活動を終了する。
5. 人民評議会が解散された場合、新人民評議会及び新人民委員会が選出されるまで本法に定める人民委員会委員長代行・臨時人民委員会の任務・権限を遂行するため、直接上級人民委員会委員長は人民委員会委員長代行・臨時人民委員会を指名する。省級の行政単位の場合は、政府首相が人民委員会委員長代行・臨時人民委員会を指名する。
6. 省級人民評議会の解散の場合、国会常務委員会は人民評議会議員の選挙日を決定し、かつ公表する。県級・村級人民評議会の解散の場合、省級人民評議会常務会は人民評議会議員の選挙日を決定し、かつ公表する。人民評議会議員の選挙は、選挙に関する法律の定めるところにより実施される。新たに選出された人民評議会は解散された人民評議会の任期が満了するまで任務を遂行する。

第八章 付属

第140条 都市計画法第4条の規定の改正・補充

都市計画法第30/2009/QH12号第4条を以下のとおり改正・補充する。

「第4条 都市の分類

1. 都市は、以下の基本的基準に基づき、特別類、第1類、第2類、第3類、第4類及び第5類の6類に分類される。
 - a) 当該都市の位置付け、機能、役割、構成及び経済・社会の発展度合い
 - b) 人口の規模
 - c) 人口密度
 - d) 農業以外の分野における労働者の割合
 - dd) インフラの発展度合い

2. 政府は、経済・社会発展段階に応じた都市の分類に関する具体的規定を国会常務委員に上程する。

第 141 条 施行効力

本法は、2016年1月1日から有効となる。

本法が有効となる日から、人民評議会及び人民委員会組織法第 11/2003/QH11 号は失効となる。ただし、本法第 142 条が定める場合はこの限りでない。

第 142 条 乗り換え規定

1. 本法が有効となる日から 2016～2021 年任期の人民評議会を選出するまで、各行政単位における人民評議会・人民委員会は、人民評議会及び人民委員会組織法第 11/2003/QH11 号が定める組織構成、任務・権限を引き続き維持・遂行する。

2. 2016 年 1 月 1 日から、国会の決議 26/2008/QH12 号、国会常務委員の決議第 724/2009/UBTVQH12 号に基づく、県・郡・区人民評議会を設置しない試験的实施を停止する。人民評議会が設置されない県・郡・区の人民委員会は、本法が定めるところにより県・郡・区の地方政権が選出されるまで、人民評議会及び人民委員会組織法第 11/2003/QH11 号、国会の決議第 26/2008/QH12 号、国会常務委員の決議第 724/2009/UBTVQH12 号が定める組織構成、任務・権限を引き続き維持・遂行する。

第 143 条 詳細内容の定め及び施行の指導

国会常務委員会及び政府は、本法に委任される条項について詳細の規定を定め、本法の施行を指導する。

この法律はベトナム社会主義共和国の国会第 13 期第 9 回会期において、2015 年 6 月 19 日に可決された。

国会議長
グエン・シン・フン